

環境アセスメント法の目的など

甲第58号証

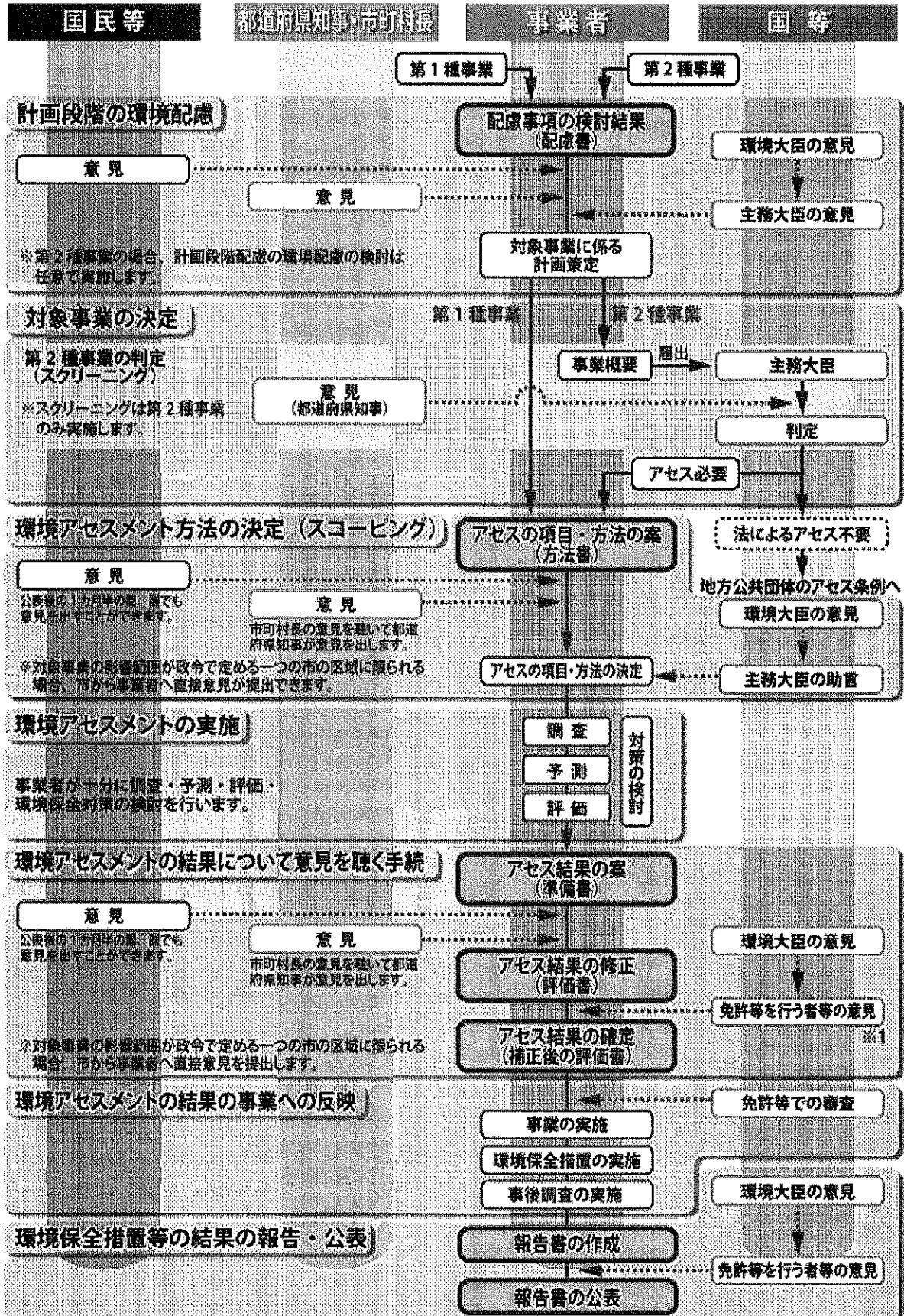
目的

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業を実施するにあたって環境にどのような影響を及ぼすかについて自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体から意見を聴き、環境保全の観点から総合的かつ計画的により望ましい事業計画を作り上げていこうとする制度です。

環境アセスメントの手続きを定め、環境アセスメントの結果を事業内容に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としています。

手続きの流れ

環境アセスメントの手続の流れ



※1: 「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④国庫事業を行う府省が含まれます。

→ 手続の主な流れ 手続への関わり

対象事業

【第一種事業】

法律の対象となる事業の種類のうち、必ず環境アセスを実施する一定規模以上の事業。

【第二種事業】

「第一種事業」の規模の0.75倍した規模を有する事業で、個別の事業や地域の違いを踏まえて、環境アセスの手続きを行うと判断した事業。

環境アセスメントの対象事業一覧

| | 第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業) | 第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業) |
|------------------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 1 道路 | | |
| 高速自動車国道 | すべて | — |
| 首都高速道路など | 4車線以上のもの | — |
| 一般国道 | 4車線以上・10km以上 | 4車線以上・7.5km~10km |
| 林道 | 幅員6.5m以上・20km以上 | 幅員6.5m以上・15km~20km |
| 2 河川 | | |
| ダム、堰 | 湛水面積100ha以上 | 湛水面積75ha~100ha |
| 放水路、湖沼開発 | 土地改変面積100ha以上 | 土地改変面積75ha~100ha |
| 3 鉄道 | | |
| 新幹線鉄道 | すべて | — |
| 鉄道、軌道 | 長さ10km以上 | 長さ7.5km~10km |
| 4 飛行場 | 滑走路長2,500m以上 | 滑走路長1,875m~2,500m |
| 5 発電所 | | |
| 水力発電所 | 出力3万kW以上 | 出力2.25万kW~3万kW |
| 火力発電所 | 出力15万kW以上 | 出力11.25万kW~15万kW |
| 地熱発電所 | 出力1万kW以上 | 出力7,500kW~1万kW |
| 原子力発電所 | すべて | — |
| 風力発電所 | 出力1万kW以上 | 出力7,500kW~1万kW |
| 6 廃棄物最終処分場 | 面積30ha以上 | 面積25ha~30ha |
| 7 埋立て、干拓 | 面積50ha超 | 面積40ha~50ha |
| 8 土地区画整理事業 | 面積100ha以上 | 面積75ha~100ha |
| 9 新住宅市街地開発事業 | 面積100ha以上 | 面積75ha~100ha |
| 10 工業団地造成事業 | 面積100ha以上 | 面積75ha~100ha |
| 11 新都市基盤整備事業 | 面積100ha以上 | 面積75ha~100ha |
| 12 流通業務団地造成事業 | 面積100ha以上 | 面積75ha~100ha |
| 13 宅地の造成の事業(*1) | 面積100ha以上 | 面積75ha~100ha |
| ○港湾計画(*2) | 埋立・掘込み面積の合計300ha以上 | |

(*1)「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

(*2) 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。

環境要素

「大気汚染」や「騒音」など公害に関する項目だけでなく「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「生態系」や「建設副産物」等についても環境への調査・予測・評価を行います。

【環境要素の範囲】

- 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
 - 大気環境（大気質、騒音、振動、その他）
 - 水環境（水質、底質、地下水、その他）
 - 土壌環境その他の環境（地形・地質、地盤、土壌、その他）
- 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
 - 植物、動物、生態系
- 人と自然との豊かな触れ合い
 - 景観、触れ合い活動の場
- 環境への負荷
 - 廃棄物等、温室効果ガス等

[戻る](#)

○静岡県環境影響評価条例

平成11年3月19日

条例第36号

静岡県環境影響評価条例をここに公布する。

静岡県環境影響評価条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 技術指針(第7条)
- 第3章 準備書の作成前の手続
 - 第1節 第2種事業に係る判定(第8条)
 - 第2節 方法書の作成等(第9条—第14条)
 - 第3節 環境影響評価の実施等(第15条・第16条)
- 第4章 準備書(第17条—第24条)
- 第5章 評価書(第25条・第26条)
- 第6章 対象事業の内容の変更等(第27条—第29条)
- 第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第30条—第33条)
- 第8章 事後調査(第34条—第36条)
- 第9章 環境影響評価その他の手続に関する特例等
 - 第1節 都市計画に係る対象事業に関する特例(第37条)
 - 第2節 法の対象事業に係る手続(第37条の2—第45条)
- 第10章 静岡県環境影響評価審査会(第46条)
- 第11章 雑則(第47条—第53条)

附則

- 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、静岡県環境基本条例(平成8年静岡県条例第24号)第3条に定める基本理念にのっとり、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うとともにその事業の実施後において事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価及び事後調査(以下「環境影響評価等」という。)について県等の責務を明らかにするとともに、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続その他必要な事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価等の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的

な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「第1種事業」とは、別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する第2種事業であって法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの及び法第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業等」という。)を除く。)をいう。

3 この条例において「第2種事業」とは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下「判定」という。)を知事が第8条の規定により行う必要がある事業として規則で定めるもの(法対象事業等を除く。)をいう。

4 この条例において「対象事業」とは、第1種事業又は第8条第3項第1号の措置がとられた第2種事業(同条第5項及び第28条第2項において準用する第8条第3項第1号の措置がとられたものを含む。)をいう。

5 この条例において「事業者」とは、対象事業を実施する者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者)をいう。

6 この条例において「事後調査」とは、対象事業に係る工事等の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査をいう。

(県の責務)

第3条 県は、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保するため、この条例の規定による手続が適切かつ円滑に行われるように事業者等に対し、必要な指導、助言その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、環境影響評価等に関する手法及び環境に関する情報を整備し、広く県民に提供することにより、環境影響評価等について県民の意識の高揚に努めるものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、この条例の規定による手続が適切かつ円滑に行われるように協力するとともに、地域の環境に関する情報の整備及び提供に努めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、環境影響評価等の重要性を認識し、その責任と負担において、この条例の規定による手続を適切かつ円滑に行い、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、環境に係る意見の提示及び情報の提供を行うことにより、環境影響評価等が適切に行われるように積極的に参加しなければならない。

第2章 技術指針

第7条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価等を適切に行うために必要であると認められる技術的な指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項
- (2) 環境の保全のための措置に関する事項
- (3) 事後調査の項目及び手法の選定に関する事項

3 知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

4 知事は、技術指針を定め、又は変更したときは、これを告示するものとする。

第3章 準備書の作成前の手続

第1節 第2種事業に係る判定

(判定等)

第8条 第2種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに第2種事業の種類及び規模、第2種事業が実施される区域その他第2種事業の概要を書面により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)に係る第2種事

業が実施される区域を管轄する市町の長(以下この条において「市町長」という。)に届出に係る書面の写しを送付し、30日以上を期間を指定してこの条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるとする。

- 3 知事は、市町長の意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、届出の日の翌日から起算して60日以内に、届出に係る第2種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとるものとする。
 - (1) この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要がある旨及びその理由を、書面により、届出をした者及び市町長に通知すること。
 - (2) この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要がない旨及びその理由を、書面により、届出をした者及び市町長に通知すること。
- 4 前項の場合において、知事は、その判定について静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。
- 5 届出をした者で第3項第1号の措置がとられたものが当該第2種事業の規模又はその実施される区域を変更して当該事業を実施する場合において、当該変更後の当該事業が第2種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前3項の規定は、当該届出について準用する。
- 6 第2種事業(対象事業に該当するものを除く。)を実施しようとする者は、第3項第2号(前項及び第28条第2項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまでは、当該第2種事業を実施してはならない。
- 7 第2種事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第2種事業を実施しようとする者は、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知しなければならない。
- 8 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、市町長に当該通知の写しを送付するものとする。
- 9 第7項の規定による通知に係る第2種事業は、当該通知の時に第3項第1号の措置がとられたものとみなす。
- 10 知事は、届出を受けたとき、第3項の規定による通知を行ったとき又は第7項の規定による通知を受けたときは、その旨を公表するものとする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

第2節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るも

のに限る。)について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 対象事業の名称
 - (3) 対象事業の目的及び内容
 - (4) 対象事業を実施しようとする区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
 - (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書等の送付)

第10条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村の長(第11条の2及び第13条から第15条までの規定において「市町村長」という。)に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(方法書についての公告等)

第11条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(方法書説明会の開催等)

第11条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、第10条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下この条において「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、

規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事及び市町村長の意見を求めることができる。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない理由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。
(追加〔平成24年条例22号〕)

(方法書についての意見書の提出)

第12条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第11条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。
(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(方法書についての意見の概要の送付)

第13条 事業者は、前条第1項に規定する期間を経過した後、知事及び市町村長に対し、同項の規定による意見書の提出があったときは次に掲げる書類を、同項の規定による意見書の提出がなかったときはその旨を記載した書類を送付しなければならない。

- (1) 当該意見書の写し
 - (2) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類
- 2 知事は、前項各号に掲げる書類の送付を受けたときは同項第2号の書類を、同項の規定による意見書の提出がなかった旨の書類の送付を受けたときはその旨を公表するものとする。

(方法書についての知事等の意見)

第14条 知事は、前条第1項に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

第3節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第15条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第12条第1項の意見に配慮して第9条第1項第5号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(一部改正〔平成27年条例61号〕)

(環境影響評価の実施)

第16条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

(一部改正〔平成27年条例61号〕)

第4章 準備書

(準備書の作成)

第17条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第9条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 第12条第1項の意見の概要
- (3) 第14条第1項の知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果として次に掲げるもの
 - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - イ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
 - ウ 事後調査の内容
 - エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 第9条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書の送付等)

第18条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第16条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第10条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村の長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第20条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告等)

第19条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(準備書説明会の開催等)

第20条 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下この条において「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第11条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第20条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第20条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(準備書についての意見書の提出)

第21条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第19条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第22条 事業者は、前条第1項に規定する期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定による意見書の提出があったときは次に掲げる書類を、同項の規定による意見書の提出がなかったときはその旨を記載した書類を送付しなければならない。

- (1) 当該意見書の写し
- (2) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類
- (3) 当該意見書に記載された意見についての事業者の見解を記載した書類(以下「見解書」という。)

2 知事は、前項各号に掲げる書類の送付を受けたときは同項第2号及び第3号の書類を、同項の規定による意見書の提出がなかった旨を記載した書類の送付を受けたときはその旨を公表するものとする。

(準備書についての知事等の意見)

第23条 知事は、前条第1項に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

(公聴会の開催等)

第24条 知事は、前条第1項の意見を述べるために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催し、準備書又は見解書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くことができる。

- 2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、その結果を記載した書面を作成し、その写しを事業者及び関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

第5章 評価書

(評価書の作成)

第25条 事業者は、第23条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第21条第1項の意見及び前条第1項の公聴会において述べられた意見に配意して準備書の記載事項について検討を加えなければならない。

- 2 事業者は、前項の検討の結果準備書の記載事項の変更を必要とすると認めるとき(当該変更後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該変更の区分

に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 第9条第1項第3号に掲げる事項の変更(事業規模の縮小その他の規則で定める変更
に該当するものを除く。) 同条から次条までの規定による環境影響評価その他の手続
を経ること。
 - (2) 第9条第1項第1号若しくは第2号又は第17条第1項第2号から第4号まで若しくは第7
号に掲げる事項の変更(前号に該当する場合を除く。) 次項から第5項まで及び次条の
規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該変更に係る部
分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 3 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を
行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定
による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次
に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、技術指針で定め
るところにより作成しなければならない。
- (1) 第17条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 第21条第1項の意見の概要
 - (3) 第23条第1項の知事の意見
 - (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- 4 第9条第2項の規定は、評価書の作成について準用する。
- 5 事業者は、評価書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれ
を要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(評価書の公告等)

第26条 事業者は、前条第5項の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、
評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1
月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めると
ころにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

第6章 対象事業の内容の変更等

(事業内容の変更の場合の環境影響評価その他の手続)

第27条 事業者は、第11条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うま
での間に第9条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合(第25条第2項の規定の
適用を受ける場合を除く。)において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、
当該変更後の事業について、第9条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続
を経なければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小その他の規則で定め

る変更該当する場合は、この限りでない。

(事業内容の変更の場合の第2種事業に係る判定)

第28条 事業者は、第11条の規定による公告を行ってから第26条の規定による公告を行うまでの間に第9条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が第2種事業に該当するときは、当該変更後の事業について、第8条第1項の規定の例により届出をすることができる。

2 第8条第2項から第4項まで及び第10項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までに行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。

(対象事業の廃止等)

第29条 事業者は、第11条の規定による公告を行ってから第26条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事にその旨を通知しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第9条第1項第3号に掲げる事項を変更した場合において当該変更後の事業が第1種事業又は第2種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知の写しを関係市町村長に送付するとともに、その旨を公表するものとする。

3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第30条 事業者は、第26条の規定による公告を行うまでは、対象事業(第25条第2項又は第27条の規定による変更があった場合において当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の事業)を実施してはならない。

2 事業者は、第26条の規定による公告を行った後に第9条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小その他の規則で定める変更該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、第26条の規定による公告を行った後に第9条第1項第3号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により環境影響評価その他の手

続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

- 4 事業者は、第26条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、知事にその旨を通知しなければならない。この場合において、前条第2項及び第3項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第31条 事業者は、第26条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第17条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第9条から第26条まで又は第15条から第26条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 第27条から前条までの規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告(次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(免許等への配慮等)

第32条 知事は、対象事業の実施に係る免許、許可、認可、届出の受理その他これらに類する行為(以下「免許等」という。)を行う場合には、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

- 2 知事は、対象事業の実施に係る免許等を行う者が知事以外の者である場合には、その免許等を行う者に当該対象事業に係る評価書の写しを送付するとともに、免許等を行うに際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

(一部改正〔平成12年条例35号〕)

(事業者の環境の保全の配慮)

第33条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならない。

第8章 事後調査

(事後調査計画書の作成等)

第34条 事業者は、対象事業を実施するときは、技術指針で定めるところにより、事後調

査の内容を記載した計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

- 2 知事は、事後調査計画書の送付を受けたときは、これを公表するものとする。

(事後調査計画書についての知事等の意見)

第35条 知事は、事後調査計画書の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、事後調査計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、事後調査計画書について関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

(事後調査の実施等)

第36条 事業者は、前条第1項の意見を勘案し、事後調査計画書の記載事項に検討を加え、その結果に基づき事後調査を行わなければならない。

- 2 事業者は、事後調査を行ったときは、その結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。
- 3 知事は、事後調査報告書の送付を受けたときは、これを公表するものとする。
- 4 事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の規定による公表の日の翌日から起算して1月を経過する日までの間に、知事に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。
- 5 知事は、事後調査報告書の送付を受け、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 6 前項の場合において、知事は、期間を指定して、関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

第9章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

第1節 都市計画に係る対象事業に関する特例

第37条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる事業又は同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる施設に係る事業が第1種事業又は第2種事業に該当する場合についてのこの条例の規定による環境影響評価その他の手続は、同法第15条第1項の県若しくは市町若しくは同法第87条の2第1項の指定都市(同法第22条第1項の

場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長)又は市町)又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、規則で定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

(一部改正〔平成12年条例35号・67号・17年40号・19年42号〕)

第2節 法の対象事業に係る手続

(配慮書等についての知事等の意見)

第37条の2 知事は、法第3条の7第1項(法第3条の10第2項によりみなして適用される場合を含む。第39条において同じ。)の規定により意見を求められたときは、当該意見を求めた者に対し、配慮書の案又は配慮書(次項において「配慮書等」という。)について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書等について当該配慮書等に係る事業が実施される区域を管轄する市町の長(次項において「市町長」という。)に対し、環境の保全の見地から意見を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを市町長に送付するとともに、これを公表するものとする。

(追加〔平成27年条例61号〕)

(法第4条第2項の書面についての手続)

第38条 知事は、法第4条第2項(同条第4項又は法第29条第2項において準用する場合を含む。)に規定する書面の写しの送付を受けたときは、当該書面に係る事業が実施される区域を管轄する市町の長(以下この項において「市町長」という。)に対し、その写しを送付し、期間を指定して、法に規定する環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての市町長の意見及びその理由を求めるものとする。

2 知事は、法第4条第2項に規定する意見を述べたときはその意見及び理由を記載した書類を、次に掲げる書類の送付を受けたときはその旨を公表するものとする。

(1) 法第4条第2項に規定する書面の写し

(2) 法第4条第3項(同条第4項又は法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知

(3) 法第4条第7項に規定する通知又は書面の写し

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(静岡県環境影響評価審査会への諮問)

第39条 知事は、法第3条の7第1項、第4条第2項、第10条第1項若しくは第5項又は第20条第1項若しくは第5項の規定による意見を述べようとするときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

(一部改正〔平成24年条例22号・27年61号〕)

(法の対象事業の見解書等の公表)

第40条 知事は、法第19条に規定する書類の送付を受けたときは、これを公表するものとする。

(法の対象事業に係る公聴会の開催等)

第41条 知事は、法第20条第1項又は第5項の意見を述べるために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催し、法第14条の準備書又は法第19条に規定する書類について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くことができる。

2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、その結果を記載した書面を作成し、その写しを法第15条に規定する関係市町村長(以下「法対象事業関係市町村長」という。)に送付するとともに、これを公表するものとする。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(法の対象事業に係る知事意見の公表)

第42条 知事は、法第10条第1項又は第5項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法第6条第1項に規定する市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

2 知事は、法第20条第1項又は第5項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法対象事業関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

(一部改正〔平成24年条例22号〕)

(法対象事業事後調査計画書の作成等)

第43条 法第2条第5項に規定する事業者(以下「法対象事業者」という。)は、法第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)を実施するときは、法第14条第1項第7号ハに掲げる環境の状況の把握のための措置の内容を記載した計画書(以下「法対象事業事後調査計画書」という。)を作成し、知事及び法対象事業関係市町村長に送付しなければならない。

2 知事は、法対象事業事後調査計画書の送付を受けたときは、これを公表するものとする。

(法対象事業事後調査計画書についての知事等の意見)

第44条 知事は、法対象事業事後調査計画書の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、法対象事業者に対し、法対象事業事後調査計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、法対象事業事後調査計画書について法対象事業関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法対象事業関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

(法対象事業事後調査計画書に基づく調査の実施等)

第45条 法対象事業者は、前条第1項の意見を勘案し、法対象事業事後調査計画書の記載事項に検討を加え、その結果に基づき調査を行わなければならない。

2 法対象事業者は、前項の調査を行ったときは、その結果を記載した報告書(以下「法対象事業事後調査報告書」という。)を作成し、知事及び法対象事業関係市町村長に送付しなければならない。

3 知事は、法対象事業事後調査報告書の送付を受けたときは、これを公表するものとする。

4 法対象事業事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の規定による公表の日の翌日から起算して1月を経過する日までの間に、知事に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

5 知事は、法対象事業事後調査報告書の送付を受け、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該法対象事業に係る法第22条第1項の規定による送付を受けた者に対し、当該法対象事業者に対する環境の保全のための必要な指導を要請することができる。

6 前項の場合において、知事は、期間を指定して、法対象事業関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

第10章 静岡県環境影響評価審査会

第46条 この条例の規定により環境影響評価等に関する技術的な事項等を審議するため、静岡県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、環境影響評価等に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第11章 雑則

(法との関係)

第47条 法第2条第3項に規定する第2種事業(以下この条において「法第2種事業」という。)について法第4条第4項及び第29条第2項において準用する法第4条第3項第2号の措置がとられた場合であって、当該事業が第1種事業又は第2種事業に該当するときは、知事は、規則で定めるところにより、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われた範囲内で、この条例の手続の全部又は一部を免除することができる。法対象事業者が法第5条第1項第2号に掲げる事項を修正した結果当該修正後の事業が法第2条第2項に規定する第1種事業又は法第2種事業のいずれにも該当しないこととなった場合であって、当該修正後の事業が第1種事業又は第2種事業に該当するときは同様とする。

(報告及び調査)

第48条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所若しくは対象事業が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 前3項の規定は、事業実施後の法対象事業について準用する。この場合において第1項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と読み替えるものとする。

(勧告及び公表)

第49条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して、環境影響評価等その他の手続を行わないとき。
 - (2) 方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書に虚偽の事項を記載して送付したとき。
 - (3) 第30条第1項の規定に違反して対象事業を実施したとき。
 - (4) 第36条第5項の規定により求められた措置を講じないとき。
 - (5) 前条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
 - 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例(平成7年静

岡県条例第35号)第3章第3節の規定の例により、当該公表に係る者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

(一部改正〔平成27年条例61号〕)

(隣接県の知事との協議)

第50条 知事は、対象事業実施区域又は関係地域に本県の区域に属さない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価等その他の手続に関して、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。

(市町の条例との関係)

第51条 第1種事業又は第2種事業に関し、市町の条例によりこの条例の規定による環境影響評価等と同等以上の環境影響評価等が行われると知事が認めるときは、当該事業に伴う環境影響評価等その他の手続については、この条例の規定は、適用しない。ただし、第1種事業又は第2種事業を実施する区域に2以上の市町の区域が含まれるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成19年条例42号・27年61号〕)

(適用除外)

第52条 第2章から第10章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- (3) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、災害復旧又は再度災害の防止のための事業であって、緊急に実施する必要があると知事が認めるもの

(全部改正〔平成27年条例61号〕)

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。ただし、第1条、第2条、第7条及び第46条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、当該施行により第1種事業又は第2種事業となる事業(以下「条例対象事業」という。)について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、静岡県環境影響評価要綱(平成4年静岡県告示第634号。以下「要綱」という。)の規定により環境影響評価準備書を作成し、知事に送付している場合は、この条例の規定にかかわらず、施行日以後も、引き続き要綱に定めるところにより環境影響評価その他の手続を行うことができる。条例対象事業について、施行日以後6月以内に、要綱の規定により環境影響評価準備書を作成し、知事に送付した場合も同様とする。
- 3 条例対象事業(要綱別表第1に掲げる事業を除く。)であって次に掲げるもの(第1号から第4号までに掲げる事業にあつては、施行日から6月を経過した日(以下「経過日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小その他の規則で定める変更をして実施される事業に限る。)については、第2章から第10章までの規定は、適用しない。
 - (1) 経過日前に事業の実施に係る主たる免許、許可又は認可の申請又は届出等がなされた事業
 - (2) 経過日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項第1号の補助金又は同項第2号の負担金の交付の決定を受けた事業
 - (3) 経過日前に静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)第2条第1項第1号の補助金の交付の決定を受けた事業
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、経過日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、経過日前に実施される事業
- 4 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、経過日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。)により第1種事業又は第2種事業として実施されるものについては、第2章から第10章までの規定は、適用しない。

附 則(平成12年3月21日条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第67号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「県又は市町村」を「県若しくは市町村若しくは同法第87条の2第1項の指定都市」に改める部分は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第22号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第61号)
この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

- (1) 道路の建設
- (2) ダム又は放水路の建設
- (3) 鉄道の建設
- (4) 飛行場の建設
- (5) 発電所の建設
- (6) 廃棄物処理施設の建設
- (7) 埋立又は干拓
- (8) 土地区画整理事業
- (9) 新住宅市街地開発事業
- (10) 新都市基盤整備事業
- (11) 流通業務団地造成事業
- (12) 住宅団地の造成
- (13) 工業団地の造成
- (14) 農用地の造成
- (15) 残土の処分
- (16) 土石の採取
- (17) レクリエーション施設用地の造成
- (18) 複合開発用地の造成
- (19) 下水道終末処理場の建設
- (20) 工場等の建設
- (21) 高層建築物の建設
- (22) リゾートマンション又はリゾートホテルの建設
- (23) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業

○静岡県環境影響評価条例施行規則

平成11年4月20日

規則第51号

静岡県環境影響評価条例施行規則をここに制定する。

静岡県環境影響評価条例施行規則

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
 - 第2章 準備書の作成前の手続
 - 第1節 第2種事業に係る判定(第5条・第6条)
 - 第2節 方法書の作成等(第7条—第12条)
 - 第3節 削除
 - 第3章 準備書(第14条—第23条)
 - 第4章 評価書(第24条—第26条の2)
 - 第5章 対象事業の内容の変更等(第27条・第28条)
 - 第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第29条—第31条)
 - 第7章 事後調査(第32条・第33条)
 - 第8章 環境影響評価その他の手続に関する特例等
 - 第1節 都市計画に係る対象事業に関する特例(第34条—第39条)
 - 第2節 法の対象事業に係る手続(第40条—第42条)
 - 第9章 静岡県環境影響評価審査会(第43条—第49条)
 - 第10章 雑則(第50条—第53条)
- 附則
- 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県環境影響評価条例(平成11年静岡県条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める事業)

第2条 条例別表第23号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園の建設
- (2) 河川又は海岸の改変

(第1種事業)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる要件に該当する事業とする。

(第2種事業)

第4条 条例第2条第3項の規則で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する事業とする。

第2章 準備書の作成前の手続

第1節 第2種事業に係る判定

(第2種事業の届出等)

第5条 条例第8条第1項の規定による届出又は条例第8条第7項の規定による通知は、様式第1号による第2種事業届出(通知)書により行うものとする。

(第2種事業の判定)

第6条 条例第8条第3項(同条第5項及び条例第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第2種事業の判定は、当該事業の工法が同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること又は当該事業が実施される区域若しくはその周囲に環境影響を受けやすいと認められる対象が存在することその他の技術指針に定める判定の基準により行うものとする。

第2節 方法書の作成等

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第7条 対象事業に係る条例第10条に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(方法書についての公告の方法)

第8条 条例第11条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 県又は市町村の公報又は広報紙への掲載
- (2) 日刊新聞紙への掲載
- (3) 印刷物の配布
- (4) 公共機関の掲示場への掲示

(方法書の縦覧)

第9条 条例第11条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 関係市町村等の協力が得られた場合にあつては、関係市町村等の庁舎その他の関係

市町村等の施設

- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書について公告する事項)

第10条 条例第11条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業を実施しようとする区域
- (4) 条例第10条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第12条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(方法書の公表)

第10条の2 条例第11条の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村のウェブサイトへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できるウェブサイトへの掲載
(追加〔平成24年規則25号〕)

(方法書説明会の開催)

第10条の3 条例第11条の2第1項に規定する方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(追加〔平成24年規則25号〕)

(方法書説明会の開催の公告)

第10条の4 第8条の規定は、条例第11条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第11条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所

の所在地)

- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業を実施しようとする区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
(追加〔平成24年規則25号〕)

(責めに帰することができない理由)

第10条の5 条例第11条の2第4項の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。
(追加〔平成24年規則25号〕)

(方法書についての意見書の提出)

第11条 条例第12条第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
 - (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見
- 2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(方法書についての知事の意見の提出期間)

第12条 条例第14条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

第3節 削除

(〔平成27年規則71号〕)

第13条 削除

(〔平成27年規則71号〕)

第3章 準備書

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第14条 第7条の規定は、条例第18条に規定する関係地域について準用する。

(準備書についての公告等)

第15条 第8条の規定は条例第19条の規定による公告について、第9条の規定は条例第19条の規定による縦覧について準用する。

(一部改正〔平成24年規則25号〕)

(準備書について公告する事項)

第16条 条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業を実施しようとする区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第21条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(準備書の公表)

第16条の2 第10条の2の規定は、条例第19条の規定による公表について準用する。

(追加〔平成24年規則25号〕)

(準備書説明会の開催)

第17条 第10条の3の規定は、条例第20条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第10条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成24年規則25号〕)

(準備書説明会の開催の公告)

第18条 第8条の規定は、条例第20条第2項において準用する条例第11条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 第10条の4第2項の規定は、条例第20条第2項において準用する条例第11条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第10条の4第2項中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成24年規則25号〕)

(責めに帰することができない理由)

第19条 第10条の5の規定は、条例第20条第2項において準用する条例第11条の2第4項の規則で定める理由について準用する。この場合において、第10条の5中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成24年規則25号〕)

第20条 削除

(〔平成24年規則25号〕)

(準備書についての意見書の提出)

第21条 第11条の規定は、条例第21条第1項に規定する意見書の提出について準用する。

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第22条 条例第23条第1項の規則で定める期間は、120日とする。

(公聴会の開催方法等)

第23条 条例第24条第1項の規定による公聴会の開催は、関係地域内において行うものとする。ただし、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催の日の1月前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 対象事業の名称
 - (2) 関係地域の範囲
 - (3) 公聴会の開催を予定する日時及び場所
 - (4) その他知事が必要と認める事項
- 3 知事は、前項の規定による公表をした後、次項の規定による申出がない場合その他の理由により公聴会の開催を中止したときは、その旨を公表するものとする。
- 4 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の2週間前までに、様式第2号による公述申出書により、知事にその旨を申し出なければならない。
- 5 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、あらかじめ、前項の規定による申出をした者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定するものとする。
- 6 知事は、前項の規定により公述人を選定したときは、あらかじめ、その旨を第4項の規定により申し出た者に通知するものとする。
- 7 公述人は、第4項の規定により申し出た公述申出書の内容に準拠して意見を述べなければならない。

8 条例第24条第2項に規定する公聴会の結果を記載した書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名及び住所
- (4) 公述人の発言の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

9 前各項に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 評価書

(条例第25条第2項第1号の規則で定める変更)

第24条 条例第25条第2項第1号の規則で定める変更は、事業規模の縮小のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について条例第10条の規定を適用した場合における同条に規定する地域を管轄する市町村(以下この条及び第29条において「管轄市町村」という。))に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村以外の市町村(以下この条及び第29条において「新たな市町村」という。)が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)
- (2) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更であって、管轄市町村に新たな市町村が含まれていないもの

(評価書についての公告等)

第25条 第8条の規定は条例第26条の規定による公告について、第9条の規定は条例第26条の規定による縦覧について準用する。

(一部改正〔平成24年規則25号〕)

(評価書について公告する事項)

第26条 条例第26条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業を実施しようとする区域

- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の公表)

第26条の2 第10条の2の規定は、条例第26条の規定による公表について準用する。

(追加〔平成24年規則25号〕)

第5章 対象事業の内容の変更等

(条例第27条の規則で定める変更)

第27条 第24条の規定は、条例第27条の規則で定める変更について準用する。

(対象事業の廃止等)

第28条 条例第29条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面によるものとする。

- (1) 条例第29条第1項第1号に該当したとき 対象事業廃止通知書(様式第3号)
- (2) 条例第29条第1項第2号に該当したとき 対象事業変更通知書(様式第4号)
- (3) 条例第29条第1項第3号に該当したとき 対象事業引継通知書(様式第5号)

第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(条例第30条第2項のその他の規則で定める変更)

第29条 条例第30条第2項の規則で定める変更は、事業規模の縮小のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(管轄市町村に新たな市町村が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情があるものを除く。)
- (2) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であって、管轄市町村に新たな市町村が含まれていないもの

(評価書公告後の引継)

第30条 条例第30条第4項の規定による通知は、様式第5号による対象事業引継通知書により行うものとする。

(条例第31条第2項に規定する手続の再実施に係る準用規定)

第31条 第28条の規定は、条例第31条第2項において準用する条例第29条第1項の規定による通知について準用する。

2 前条の規定は、条例第31条第2項において準用する条例第30条第4項の規定による通知について準用する。

第7章 事後調査

(事後調査計画書についての知事の意見の提出期間)

第32条 条例第35条第1項の規則で定める期間は、30日とする。

(事後調査報告書についての意見書の提出等)

第33条 第11条の規定は、条例第36条第4項に規定する意見書の提出について準用する。

2 条例第36条第5項の規定による措置の要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 事業者の氏名(法人にあっては、その名称)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 環境の保全の見地から必要とする措置の内容及びその理由

第8章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

第1節 都市計画に係る対象事業に関する特例

(都市計画に係る対象事業に関する特例)

第34条 条例第37条の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第15条第1項の県若しくは市町若しくは同法第87条の2第1項の指定都市(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣(同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長)又は市町)又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町(以下これらを「都市計画決定権者」という。)が行う環境影響評価その他の手続は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 都市計画決定権者が県である場合 県が対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。
- (2) 都市計画決定権者が県以外の者である場合 当該者が対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

(追加〔平成17年規則12号〕、一部改正〔平成19年規則1号〕)

(都市計画に定められる第2種事業に係る技術的読替え)

第34条の2 条例第37条及び前条の規定により、都市計画決定権者が条例第8条第1項の規定による届出を行う場合における同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------|--|--|
| 第8条第1項 | 第2種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。) | 静岡県環境影響評価条例施行規則(平成11年静岡県規則第51号。以下「施行規則」という。)第34条の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとするとき |
| | その氏名 | 都市計画決定権者の名称並びに第2種事業を実施しようとする者の氏名 |
| 第8条第3項 | 及び市町長 | 、当該第2種事業を実施しようとする者及び市町長 |
| 第8条第5項 | 当該事業を実施する | 当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定める |
| 第8条第7項 | 第2種事業を実施しようとする者 | 都市計画決定権者 |
| | 知事 | 知事及び第2種事業を実施しようとする者 |

2 前項の規定により都市計画決定権者が条例第8条第1項の規定による届出を行う場合においては、第5条及び第6条の規定を適用する。この場合において、第5条中「条例第8条第1項」とあるのは「第34条の2第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項」と、「条例第8条第7項」とあるのは「第34条の2第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第7項」と、第6条中「条例第8条第3項(同条第5項及び)」とあるのは「第34条の2第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第3項(第34条の2第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第5項及び第35条第1項の規定により読み替えて適用される)」とする。

(一部改正〔平成12年規則51号・13年1号・17年12号・19年1号〕)

(都市計画に定められる対象事業等に係る技術的読替え)

第35条 条例第37条及びこの規則第34条の規定により、都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第9条から第33条まで(条例第9条第2項、第17条第

2項、第25条第4項並びに第29条第1項第3号及び第3項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------------|-------------|---|
| 第9条第1項 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| | 対象事業 | 対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。) |
| 第9条第1項第1号 | 氏名 | 名称並びに事業者の氏名 |
| 第9条第1項第2号及び第3号 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第9条第1項第4号 | 対象事業を | 都市計画対象事業を |
| 第9条第1項第5号 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第10条 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第11条から第14条まで | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| 第15条から第18条まで | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第19条から第25条第2項まで | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| 第25条第2項第3号 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第25条第3項 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| 第25条第5項 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| | 及び関係市町村長 | 、関係市町村長及び第37条に規定する事業者 |
| | 送付しなければならない | 送付しなければならない。この場合において、都市計画決定権者が県であるときは、静岡県都市計画審議会の議を経るものとする |
| 第26条 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| 第27条 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| | 変更しよう | 変更して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう |
| 第28条第1項 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| | 変更しよう | 変更して当該変更後の事業又は当該変更後の事業に係る施設を都市計画 |

| | | |
|--------------|------------|--|
| | | 法の規定により都市計画に定めよう |
| | 第8条第1項 | 施行規則第34条の2第1項の規定により読み替えて適用される第8条第1項 |
| 第28条第2項 | 第8条第2項 | 施行規則第34条の2第1項の規定により読み替えて適用される第8条第2項 |
| | 同条第3項第1号 | 施行規則第34条の2第1項の規定により読み替えて適用される第8条第3項第1号 |
| 第29条第1項 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| 第29条第1項第1号 | 対象事業を実施しない | 対象事業等を都市計画に定めない |
| 第30条第1項 | を行う | が行われる |
| 第30条第2項及び第3項 | を行った | が行われた |
| 第30条第3項 | を行い | が行われ |
| 第30条第4項 | を行った | が行われた |
| | 前条第2項及び第3項 | 第29条第2項及び第3項 |
| 第31条第1項 | を行った | が行われた |

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第7条から第29条まで(第28条第3号を除く。)並びに別表第2及び別表第3の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用については次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------|---|-------------------------------|
| 第7条 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| | 条例第10条 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第10条 |
| 第8条及び第9条 | 条例第11条 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条 |
| 第9条第1号及び第3号 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| 第10条 | 条例第11条 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条 |
| 第10条第1号 | 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) | 都市計画決定権者の名称 |
| 第10条第2号及び第3号 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第10条第4号 | 条例第10条の対象事業 | 第35条第1項の規定により読み替え |

| | | |
|---------------------|---|------------------------------------|
| | | て適用される条例第10条の都市計画対象事業 |
| 第10条第7号 | 条例第12条第1項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第12条第1項 |
| 第10条の2 | 条例第11条 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条 |
| 第10条の2第1号及び第3号 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| 第10条の3 | 条例第11条の2第1項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条の2第1項 |
| | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| 第10条の4第1項及び第2項 | 条例第11条の2第2項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条の2第2項 |
| 第10条の4第2項第1号 | 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) | 都市計画決定権者の名称 |
| 第10条の4第2項第2号から第4号まで | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第10条の5 | 条例第11条の2第4項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条の2第4項 |
| 第10条の5第2号 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
| 第11条 | 条例第12条第1項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第12条第1項 |
| 第12条 | 条例第14条第1項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項 |
| 第14条 | 条例第18条 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第18条 |
| 第15条及び第16条 | 条例第19条 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条 |
| 第16条第1号 | 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) | 都市計画決定権者の名称 |
| 第16条第2号及び第3号 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第16条第7号 | 条例第21条第1項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項 |
| 第16条の2 | 条例第19条 | 第35条第1項の規定により読み替えて |

| | | |
|--------------|---|---|
| | | て適用される条例第19条 |
| 第17条 | 条例第20条第1項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項 |
| | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第18条第1項及び第2項 | 条例第20条第2項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第20条第2項 |
| 第18条第2項 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第19条 | 条例第20条第2項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第20条第2項 |
| 第21条 | 条例第21条第1項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項 |
| 第22条 | 条例第23条第1項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条第1項 |
| 第23条第2項 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第23条第8項 | 条例第24条第2項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条第2項 |
| | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第24条 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| | 条例第10条 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第10条 |
| 第25条及び第26条 | 条例第26条 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条 |
| 第26条第1号 | 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) | 都市計画決定権者の名称 |
| 第26条第2号及び第3号 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
| 第26条の2 | 条例第26条 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条 |
| 第27条 | 条例第27条 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条 |
| 第28条 | 条例第29条第1項 | 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第1項 |
| 第29条の見出し及び同条 | 条例第30条第2項 | 第35条第1項及び第37条第2項の規定により読み替えて適用される条例第30条第2項 |
| | 対象事業 | 都市計画対象事業 |

| | | |
|------------|------|----------|
| 別表第2及び別表第3 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
|------------|------|----------|

(一部改正〔平成17年規則12号・24年25号・27年71号〕)

(都市計画に係る手続との調整)

第36条 前条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条又は第26条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による公告又は同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者は、条例第37条及びこの規則第34条の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条第5項後段の規定による静岡県都市計画審議会への付議を、都市計画法第18条第2項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による静岡県都市計画審議会への付議と併せて行うものとする。

(一部改正〔平成17年規則12号〕)

(対象事業の内容の変更に伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第37条 第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項第3号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第30条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が、当該事項の変更に係る事業者に代わって、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第30条第2項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 第30条第2項 | 事業者 | 都市計画決定権者 |
|---------|-----------|--------------------------------------|
| | 第26条 | 施行規則第35条第1項の規定により読み替えて適用される第26条 |
| | 第9条第1項第3号 | 施行規則第35条第1項の規定により読み替えて適用される第9条第1項第3号 |
| | を変更 | の変更に係る都市計画の変更を |
| | 当該変更 | 当該事項の変更 |

| | | |
|---------|-------------------|---|
| 第30条第3項 | 第1項の規定 | 第30条第1項の規定 |
| | 第26条 | 都市計画決定権者が施行規則第35条第1項の規定により読み替えて適用される第26条 |
| | 第9条第1項第3号 | 施行規則第35条第1項の規定により読み替えて適用される第9条第1項第3号 |
| | 当該事業 | 当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業 |
| | 事業者 | 都市計画に係る事業者 |
| | 第1項中 | 第30条第1項中「第26条」とあるのは「施行規則第35条第1項の規定により読み替えて適用される第26条」と、 |
| | を行い 行うものに限る。)] | が行われ 行われるものに限る。)]と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第25条第2項」とあるのは「施行規則第35条第1項の規定により読み替えて適用される第25条第2項」 |

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第38条 事業者が条例第9条の規定により方法書を作成してから条例第11条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第1種事業である場合にあっては事業者(事業者が既に条例第10条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)に、第2種事業である場合にあっては事業者並びに知事及び条例第8条第2項の市町長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第37条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第11条の規定による公告を行ってから条例第19条の規定による公告を行

うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第37条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

- 4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 5 事業者が条例第19条の規定による公告を行ってから条例第26条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者は、引き続き条例第3章から第5章までの規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第37条の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第26条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

(一部改正〔平成19年規則1号〕)

(事業者の協力)

第39条 都市計画決定権者は、第2種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第34条から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 事業者は、都市計画決定権者から要請があつたときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第2節 法の対象事業に係る手続

(法の対象事業に係る公聴会の開催等)

第40条 第23条の規定は、条例第41条第1項の規定による公聴会の開催について準用する。

(法対象事業事後調査計画書についての知事の意見の提出期間)

第41条 条例第44条第1項の規則で定める期間は、30日とする。

(法対象事業事後調査報告書についての意見書の提出等)

第42条 第11条の規定は、条例第45条第4項に規定する意見書の提出について準用する。

- 2 条例第45条第5項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所

の所在地)

(2) 法対象事業の名称

(3) 環境の保全の見地から指導を要請する内容及びその理由

第9章 静岡県環境影響評価審査会

(特別委員)

第43条 静岡県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)に、特別の事項を審査させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第44条 審査会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第45条 審査会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(会議)

第46条 審査会は会長が、部会は部会長が招集する。

- 2 審査会又は部会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審査会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第47条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者及び関係人に対し、審査会又は部会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第48条 審査会の庶務は、くらし・環境部環境局生活環境課において処理する。

(一部改正〔平成14年規則21号・19年29号・22年18号〕)

(委任)

第49条 第43条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第10章 雑則

(知事が行う公表の方法)

第50条 条例又は施行規則による知事の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 県又は市町村の公報又は広報紙への掲載
- (2) インターネット等の情報技術の利用
- (3) 公共機関の掲示場への掲示
- (4) 県民サービスセンター等への関係書類の配置

(手続の免除)

第51条 条例第47条の規定による手続の免除を受けようとするときは、様式第6号による手続免除申請書により行うものとする。

(立入調査の身分証明書)

第52条 条例第48条第2項の証明書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(書類の提出部数)

第53条 条例の規定により事業者が送付する書類の部数は、当該書類の種類ごとに、知事に送付するものにあつては50部、条例第10条に規定する市町村長又は関係市町村長(以下「市町村長等」という。)に送付するものにあつてはそれぞれ5部とする。ただし、知事又は市町村長等が必要と認めるときは、送付部数を変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日(平成11年6月12日)から施行する。ただし、第1章及び第9章の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第29条の規定は、条例附則第3項の規定による規則で定める変更について準用する。
- 3 条例附則第4項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。

附 則(平成12年3月31日規則第51号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の静岡県環境影響評価条例施行規則様式第2号(以下「旧様式」という。)により提出されている申出書は、改正後の静岡県環境影響評価条例施行規則様式第2号により提出された申出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成13年1月5日規則第1号抄)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第21号抄)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月15日規則第44号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の施行の日(平成15年4月16日)から施行する。

附 則(平成15年4月22日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第12号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成17年3月31日までの間、改正後の第34条の規定中「市町村若しくは同法第87条の2第1項の指定都市」とあるのは「市町村」とする。

附 則(平成19年3月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第29号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月4日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第18号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月6日規則第28号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第18号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第25号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月25日規則第51号)
この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第35号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月24日規則第53号)
この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日規則第71号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年2月26日規則第8号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第11号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年8月31日規則第51号)

- 1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1に規定する太陽光発電所の設置又は変更の事業であって、次のいずれかに該当する事業に係る別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

- (1) この規則の施行の日前に、当該事業に係る静岡県環境影響評価条例(平成11年静岡県条例第36号)第10条の規定による送付があった事業
- (2) この規則の施行の日前に、次に掲げる許可のうち当該事業に要する全ての許可を受けた事業
 - ア 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の許可
 - イ 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可
 - ウ 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可
- (3) この規則の施行の日前に、前号アからウまでに掲げるいずれの許可も要しない事業のうち電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項の規定による届出がなされた事業

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日規則第5号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1(第3条、第4条関係)

(一部改正〔平成12年規則51号・13年1号・15年44号・15年45号・20年52号・22年28号・23年18号・24年51号・25年35号・26年53号・28年8号・11号・30年51号〕)

| 事業の種類 | | 第1種事業の要件 | 第2種事業の要件 |
|---------|---|-------------------------|----------|
| 1 道路の建設 | (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる道路(国土交通大臣の指定に基づく高規 | 高規格幹線道路の新設の事業 | |
| | 臣の指定に基づく高規 | 高規格幹線道路の改築の事業であって、道路の区域 | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | <p>格幹線道路(以下「高規格幹線道路」という。)に限る。)の新設又は改築</p> | <p>を変更して車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下同じ。)の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの(改築に係る部分の長さが1キロメートル以上であるものに限る。)</p> | |
| | <p>(2) 道路法第3条第2号から第4号までに掲げる道路(高規格幹線道路を除く。以下「一般国道等」という。)の新設又は改築</p> | <p>一般国道等の新設の事業(車線の数が4以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)</p> | <p>一般国道等の新設の事業(車線の数が4以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満である道路を設けるものに限る。)</p> |
| | <p>一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さが10キロメートル以上であるものに限る。)</p> | <p>一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満であるものに限る。)</p> | |
| | | <p>一般国道等の改築の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上で</p> | |
| | | | |

| | | | |
|--------------|--|---|---|
| | | | あるものに限る。) |
| | (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第4条第2項第4号の林道(以下「林道」という。)の開設 | 林道の開設の事業(幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが20キロメートル以上である林道を設けるものに限る。) | 林道の開設の事業(幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが15キロメートル以上20キロメートル未満である林道を設けるものに限る。) 林道の開設の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 2 ダム又は放水路の建設 | (1) ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。以下同じ。)の新築 | ダムの新築の事業(河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。))が100ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。) | ダムの新築の事業(貯水面積が75ヘクタール以上100ヘクタール未満であるダムを設けるものに限る。) ダムの新築の事業(特定地域内における貯水面積が5ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。) |
| | | (2) 放水路(河川を分岐して流水を直接当該河川以外の河川又は海に放流する水路をいう。以下同じ。)の新築 | 放水路の新築の事業(100ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路を設けるものに限る。) |
| 3 鉄道の建設 | 鉄道事業法(昭和61年法律 | 鉄道又は軌道の建設の事 | 鉄道又は軌道の建設の事 |

| | | | |
|----------|--|---|---|
| | 第92号)第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道(新幹線鉄道を除く。以下「鉄道」という。)又は軌道法(大正10年法律第76号)の適用を受ける軌道(以下「軌道」という。)の建設又は改良 | 業(長さが10キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるものに限る。) | 業(長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満である鉄道又は軌道を設けるものに限る。) |
| | | | 鉄道又は軌道の建設の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上である鉄道又は軌道を設けるものに限る。) |
| | | 鉄道又は軌道の改良の事業(改良に係る部分の長さが10キロメートル以上であるものに限る。) | 鉄道又は軌道の改良の事業(改良に係る部分の長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満であるものに限る。) |
| | | | 鉄道又は軌道の改良の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 4 飛行場の建設 | 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上の飛行場(以下これらを「陸上飛行場」という。)の新設又は増設 | 陸上飛行場の新設の事業(滑走路の長さが2500メートル以上であるものに限る。) | 陸上飛行場の新設の事業(滑走路の長さが1875メートル以上2500メートル未満であるものに限る。) |
| | | 陸上飛行場の増設の事業(長さ2500メートル以上の滑走路を増設するもの又は500メートル以上の滑走路の延長で、かつ、延長後の滑走路の長さが2500メートル以上であるものに | 陸上飛行場の増設の事業(1875メートル以上2500メートル未満の滑走路を増設するもの又は375メートル以上の滑走路の延長で、かつ、延長後の滑走路の長さが1875メートル以上 |

| | | | |
|----------|--|---|---|
| | | 限る。) | 2500メートル未満であるものに限る。) |
| | | | 陸上飛行場の変更の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 5 発電所の建設 | (1) 火力等発電所(火力、水力又は風力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。)の設置又は変更 | 火力等発電所の設置の事業(出力の合計が、火力による発電にあつては15万キロワット以上、水力による発電にあつては3万キロワット以上、風力による発電にあつては7500キロワット以上であるものに限る。) | 火力等発電所の設置の事業(出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上15万キロワット未満、水力による発電にあつては2.25万キロワット以上3万キロワット未満、風力による発電にあつては1000キロワット以上7500キロワット未満であるものに限る。) |
| | | | 火力等発電所の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| | | 火力等発電所の変更の事業(出力の合計が、火力による発電にあつては15万キロワット以上、水力による発電にあつては3万キロワット以上、風力による発電にあつては7500キロワット以上増加するものに限る。) | 火力等発電所の変更の事業(出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上15万キロワット未満、水力による発電にあつては2.25万キロワット以上3万キロワット未満、風力による発電にあつては1000キロワット以上7500キロワット未満増加するものに限る。) |
| | | | 火力等発電所の変更の事業(特定地域内における土 |

| | | | |
|--------------|--|--|---|
| | | | 地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| | (2) 太陽光発電所(太陽光による発電のために必要な太陽電池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。)の設置又は変更 | 太陽光発電所の設置の事業(太陽光発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積(以下「太陽光発電所敷地面積」という。)が50ヘクタール以上又は森林(森林法第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている同法第2条第3項に規定する民有林をいう。以下同じ。)において立木竹を伐採する区域(以下「森林伐採区域」という。)の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。) | 太陽光発電所の設置の事業(太陽光発電所敷地面積が20ヘクタール以上50ヘクタール未満又は特定地域内における太陽光発電所敷地面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| | | 太陽光発電所の変更の事業(太陽光発電所敷地面積が50ヘクタール以上又は森林伐採区域の面積が20ヘクタール以上増加するものに限る。) | 太陽光発電所の変更の事業(太陽光発電所敷地面積が20ヘクタール以上50ヘクタール未満又は特定地域内における太陽光発電所敷地面積が5ヘクタール以上増加するものに限る。) |
| 6 廃棄物処理施設の建設 | (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設で焼却により処理するもの(以下「ごみ焼却施設」という。)の設置又は変更 | ごみ焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が200トン以上であるものに限る。) | ごみ焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満であるものに限る。) |
| | | | ごみ焼却施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | | であるものに限る。) |
| | | ごみ焼却施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が200トン以上増加するものに限る。) | ごみ焼却施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満増加するものに限る。) |
| | | | ごみ焼却施設の変更の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置又は変更 | し尿処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が200キロリットル以上であるものに限る。) | し尿処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上200キロリットル未満であるものに限る。) | し尿処理施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| | | | し尿処理施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が200キロリットル以上増加するものに限る。) |
| | | | し尿処理施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上200キロリットル未満増加するものに限る。) |
| | | | し尿処理施設の変更の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定 | 最終処分場の設置の事業(埋立ての区域の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。) | 最終処分場の設置の事業(埋立ての区域の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満であるものに限る。) | |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| | する産業廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)の設置又は変更 | | 最終処分場の設置の事業 (特定地域内における埋立ての区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| | | 最終処分場の変更の事業 (変更後の埋立ての区域の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。) | 最終処分場の変更の事業 (変更後の埋立ての区域の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満であるものに限る。) |
| | | | 最終処分場の変更の事業 (特定地域内における変更後の埋立ての区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| | (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に掲げる焼却施設(以下「焼却施設」という。)の設置又は変更 | 焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が200トン以上であるものに限る。) | 焼却施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満であるものに限る。) |
| | | | 焼却施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| | | 焼却施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が200トン以上増加するものに限る。) | 焼却施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が150トン以上200トン未満増加するものに限る。) |
| | | 焼却施設の変更の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) | |
| 7 埋立又は干拓 | 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第1条第1項の公有水面の埋立又は同条 | 公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓の区域の面積が50ヘクタ | 公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓の区域の面積が25ヘクタ |

| | | | |
|--------------|---|---|---|
| | 第2項の公有水面の干拓 (以下「公有水面の埋立て又は干拓」という。) | ール以上であるものに限る。) | ール以上50ヘクタール未満であるものに限る。) 公有水面の埋立て又は干拓の事業(特定地域内における埋立て又は干拓の区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 8 土地区画整理事業 | 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)の施行 | 土地区画整理事業である事業(施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。) | 土地区画整理事業である事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。) 土地区画整理事業である事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 9 新住宅市街地開発事業 | 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業(以下「新住宅市街地開発事業」という。)の施行 | 新住宅市街地開発事業である事業(施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。) | 新住宅市街地開発事業である事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。) 新住宅市街地開発事業である事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 10 新都市基盤整備事業 | 新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業(以下「新都市基盤整備事業」という。)の施行 | 新都市基盤整備事業である事業(施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。) | 新都市基盤整備事業である事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。) 新都市基盤整備事業である事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール |

| | | | |
|---------------|--|---|---|
| | | | 以上であるものに限る。) |
| 11 流通業務団地造成事業 | 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業(以下「流通業務団地造成事業」という。)の施行 | 流通業務団地造成事業である事業(施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。) | 流通業務団地造成事業である事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。) 流通業務団地造成事業である事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 12 住宅団地の造成 | 住宅(別荘を含む。)及びその付帯施設の建設の用に供される一団の土地の造成(8の項から10の項までに掲げるものを除く。以下「住宅団地の造成」という。) | 住宅団地の造成の事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。) | 住宅団地の造成の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 13 工業団地の造成 | 工場又は事業場(研究施設を含む。)及びその付帯施設の建設の用に供される一団の土地の造成(8の項に掲げるものを除く。以下「工業団地の造成」という。) | 工業団地の造成の事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。) | 工業団地の造成の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 14 農用地の造成 | 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第3号に掲げる農用地の造成(以下「農用地の造成」という。) | 農用地の造成の事業(新たに農用地となる土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。) | 農用地の造成の事業(新たに農用地となる土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。) 農用地の造成の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 15 残土の処分 | 工事その他土地の形状を | 残土処分場の新設の事業 | 残土処分場の新設の事業 |

| | | | |
|--------------------|---|---|---|
| | 変更する行為に伴って生ずる土石(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物に該当する土石を除く。)の処分の用に供する場所(以下「残土処分場」という。)の新設又は増設 | (施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。) | (施行する土地の区域の面積が25ヘクタール以上50ヘクタール未満であるものに限る。) 残土処分場の新設の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| | | 残土処分場の増設の事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上増設するものに限る。) | 残土処分場の増設の事業(施行する土地の区域の面積が25ヘクタール以上50ヘクタール未満増設するものに限る。) |
| | | | 残土処分場の増設の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 16 土石の採取 | 土、砂利(砂及び玉石を含む。)又は岩石の採取(河川法第3条に規定する河川の管理又は維持に係るものは除く。以下「土石の採取」という。) | 土石の採取の事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。) | 土石の採取の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 17 レクリエーション施設用地の造成 | 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物の設置の用に供される土地の造成(以下「レクリエーション施設用地の造成」という。) | レクリエーション施設用地の造成の事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。) | レクリエーション施設用地の造成の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 18 複合開発用地の造成 | 住宅団地の造成の事業、工業団地の造成の事業、流通業務団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいずれか2以上の | 複合開発用地の造成の事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。) | 複合開発用地の造成の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |

| | | | |
|----------------|--|---|--|
| | 事業が併せて1の事業として行なわれる土地の造成 (以下「複合開発用地の造成」という。) | | |
| 19 下水道終末処理場の建設 | 下水道法(昭和38年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。)の設置又は変更 | 終末処理場の設置の事業 (終末処理場の用に供される敷地の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。) | 終末処理場の設置の事業 (終末処理場の用に供される敷地の面積が7.5ヘクタール以上10ヘクタール未満であるものに限る。) |
| | | | 終末処理場の設置の事業 (特定地域内における終末処理場の用に供される敷地の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| | | 終末処理場の変更の事業 (終末処理場の用に供される敷地の面積が10ヘクタール以上増加するものに限る。) | 終末処理場の変更の事業 (終末処理場の用に供される敷地の面積が7.5ヘクタール以上10ヘクタール未満増加するものに限る。) |
| | | | 終末処理場の変更の事業 (特定地域内における終末処理場の用に供される敷地の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。) |
| 20 工場等の建設 | 製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業(火力発電設備を事業の用に供するものに限る。)、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場(以下「工場等」という。)の設置又は変更 | 工場等の設置の事業(排出ガス量(温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万立方メートル以上(燃料としてバイオマス(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第4項第5号に規定す | |

| | | | |
|--------------------------|--------------------------------------|---|---|
| | | るバイオマスをいう。以下同じ。)及びバイオマスのみを原材料とする燃料のみを使用する工場等にあつては、20万立方メートル以上)又は排出水量(1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が1万立方メートル以上であるものに限る。) | |
| | | 工場等の変更の事業(排出水量が1万立方メートル以上増加するものに限る。) | 工場等の変更の事業(排出ガス量が10万立方メートル以上(燃料としてバイオマス及びバイオマスのみを原材料とする燃料のみを使用する工場等にあつては、20万立方メートル以上)増加するものに限る。) |
| 21 高層建築物の建設 | 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の新築 | 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に規定する建築物の高さが100メートル以上であるもの(以下「高層建築物」という。)であつて、建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積(1団の土地に1事業として2以上の高層建築物を建設する場合にあつては、それらの延べ面積を合計したもの。以下同じ。)が5万平方メートル以上である高層建築物の新築の事業 | |
| 22 リゾートマンション又はリゾートホテルの建設 | 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域で行われるリゾ | 施行する区域内に建設しようとする建築物の延べ面積の合計が5万平方メー | |

| | | | |
|--------------|---|--|---|
| | <p>ートマンション(分譲又は賃貸を主たる目的として建築される共同住宅をいう。以下同じ。)又はリゾートホテル(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業の用に供する施設(主として余暇等を利用して行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、観光等の多様な活動に資することを目的として建築される施設であるものに限る。)をいう。以下同じ。)の新築</p> | <p>トル以上であるリゾートマンション又はリゾートホテルの新築の事業</p> | |
| 23 都市公園の建設 | <p>都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園(主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園並びに都市の自然的環境の保全、改善及び都市景観の向上の用に供することを目的とする都市公園を除く。)の新設</p> | <p>都市公園の新設の事業(土地の形状を変更する区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。)</p> | <p>都市公園の新設の事業(土地の形状を変更する区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。)</p> |
| 24 河川又は海岸の改変 | <p>河川又は海岸の土地の形状の変更(国土保全を目的とした河川又は海岸事業に係るものを除く。以下</p> | | <p>河川又は海岸の改変の事業(特定地域における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上で</p> |

| | | | |
|---|-------------------------------|--|-----------|
| | 「河川又は海岸の改変」という。)の事業(砂防事業を含む。) | | あるものに限る。) |
| 備考 この表において「特定地域」とは、次に掲げる地域をいう。 | | | |
| (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により指定された特別保護地区の地域 | | | |
| (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された特別地域及び同法第22条第1項の規定により指定された海域公園地区の地域 | | | |
| (3) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定により指定された特別地区及び同法第27条第1項の規定により指定された海域特別地区の地域 | | | |
| (4) 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)第19条第1項の規定により指定された特別地域の地域 | | | |
| (5) 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)第13条第1項の規定により指定された特別地区の地域 | | | |

別表第2(第24条、第27条関係)

(一部改正〔平成30年規則51号〕)

| 対象事業の区分 | 事業の諸元 | 手続を経ることを要しない変更の要件 |
|------------------------------|-------------------------|---|
| 1 別表第1の1の(1)又は(2)の項に該当する対象事業 | 道路の長さ | 道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。 |
| | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | 車線の数 | 車線の数が増加しないこと。 |
| | 設計速度 | 設計速度が増加しないこと。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 2 別表第1の1の(3)の項に該当する対象事業 | 林道の長さ | 林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。 |
| | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | 林道の設計の基礎となる自動車の速度 | 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。 |

| | | |
|-------------------------|---------------------------------|---|
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 3 別表第1の2の(1)の項に該当する対象事業 | 貯水区域の位置 | 新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の20パーセント未満であること。 |
| | コンクリートダム又はフィルダムの別 | |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 4 別表第1の2の(2)の項に該当する対象事業 | 放水路の区域の位置 | 新たに放水路の区域となる面積が変更前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 5 別表第1の3の項に該当する対象事業 | 鉄道又は軌道の長さ | 鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。 |
| | 本線路施設区域の位置 | 変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。 |
| | 本線路の数 | 本線路の増設がないこと。 |
| | 鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度 | 鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 6 別表第1の4の項に該当する対象事業 | 滑走路の長さ | 滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。 |

| | | |
|-------------------------|---------------------------------------|--|
| | 飛行場の区域の位置 | 新たに飛行場の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 7 別表第1の5の(1)の項に該当する対象事業 | 発電所又は発電設備の出力 | 発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。 |
| | ダム貯水区域の位置 | 新たにダム貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| | ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別 | |
| | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | 原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別 | |
| | 燃料の種類 | |
| | 冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別 | |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 8 別表第1の5の(2)の項に該当する対象事業 | 太陽光発電所敷地面積 | 新たに増加する太陽光発電所敷地面積が変更前の太陽光発電所敷地面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。 |
| | 森林伐採区域の面積 | 新たに増加する森林伐採区域の面積が変更前の森林伐採区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、8ヘクタール未満であること。 |
| | 特定地域における太陽光発電所敷地面積 | 新たに増加する特定地域における太陽光発電所敷地面積が変更前の特定 |

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| | | 地域における太陽光発電所敷地面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。 |
| 9 別表第1の6の(1)、(2)又は(4)の項に該当する対象事業 | 処理能力 | 新たに処理を行う能力が変更前の当該施設の処理能力の10パーセント未満であること。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 10 別表第1の6の(3)の項に該当する対象事業 | 埋立ての区域の位置 | 新たに埋立ての区域となる部分の面積が変更前の埋立ての区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別 | |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 11 別表第1の7の項に該当する対象事業 | 埋立て又は干拓に係る区域の位置 | 新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が変更前の埋立て又は干拓に係る区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 12 別表第1の8の項から19の項までに該当する対象事業 | 施行の区域の位置 | 新たに施行の区域となる部分の面積が変更前の施行の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更 | 新たに土地の形状を変更する区域と |

| | | |
|-----------------------------|--------------------------------|--|
| | する区域の位置 | なる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 13 別表第1の20の項に該当する対象事業 | 1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量 | 新たに排出される1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量が変更前の当該量の10パーセント未満であること。 |
| 14 別表第1の21の項及び22の項に該当する対象事業 | 延べ面積 | 新たに延べ面積となる部分の面積が変更前の延べ面積の20パーセント未満であること。 |
| 15 別表第1の23の項に該当する対象事業 | 土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |
| 16 別表第1の24の項に該当する対象事業 | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。 |

別表第3(第29条、附則第2項関係)

(一部改正〔平成24年規則51号・30年51号〕)

| 対象事業の区分 | 事業の諸元 | 手続を経ることを要しない変更の要件 |
|------------------------------|------------------------------|--|
| 1 別表第1の1の(1)又は(2)の項に該当する対象事業 | 道路の長さ | 道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。 |
| | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | 車線の数 | 車線の数が増加しないこと。 |
| | 設計速度 | 設計速度が増加しないこと。 |
| | 盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別 | 盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1000メートル以上の区間において変更しないこと。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更 | 新たに土地の形状を変更する区域と |

| | | |
|-------------------------|-------------------------|---|
| | する区域の位置 | なる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| 2 別表第1の1の(3)の項に該当する対象事業 | 林道の長さ | 林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。 |
| | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | 林道の設計の基礎となる自動車の速度 | 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。 |
| | トンネル又は橋を設置する区域の位置 | トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| 3 別表第1の2の(1)の項に該当する対象事業 | 貯水区域の位置 | 新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。 |
| | コンクリートダム又はフィルダムの別 | |
| | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| 4 別表第1の2の(2)の項に該当する対象事業 | 放水路の区域の位置 | 新たに放水路の区域となる面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |

| | | |
|---------------------|------------------------------------|--|
| | | ント未満であること。 |
| 5 別表第1の3の項に該当する対象事業 | 鉄道又は軌道の長さ | 鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。 |
| | 本線路施設区域の位置 | 変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。 |
| | 本線路の数 | 本線路の増設がないこと。 |
| | 鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度 | 鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。 |
| | 運行される列車又は車両の本数 | 地上の部分において、運行される列車又は車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。 |
| | 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別 | 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1000メートル以上の区間において変更しないこと。 |
| | 車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置 | 車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| 6 別表第1の4の項に該当する対象事業 | 滑走路の長さ | 滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。 |
| | 飛行場の区域の位置 | 新たに飛行場の区域となる部分の面積が10ヘクタール未満であること。 |
| | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | 利用を予定する航空機の種類又は数 | 変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令 |

| | | |
|-------------------------|---------------------------------------|---|
| | | (昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した場合における同条の値が75以上となる区域をいう。)から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| 7 別表第1の5の(1)の項に該当する対象事業 | 発電所又は発電設備の出力 | 発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。 |
| | ダム貯水区域の位置 | 新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の10パーセント未満であること。 |
| | ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別 | |
| | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | 原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別 | |
| | 燃料の種類 | |
| | 冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別 | |
| | 年間燃料使用量 | 年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。 |
| | ばい煙の時間排出量 | ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。 |
| | 煙突の高さ | 煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。 |
| | 温排水の排出先の水面又は水中の別 | |
| | 放水口の位置 | 放水口が100メートル以上移動しないこと。 |
| | 風力発電設備の位置 | 風力発電設備が100メートル以上移動しないこと。 |

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| 8 別表第1の5の(2)の項に該当する対象事業 | 太陽光発電所敷地面積 | 新たに増加する太陽光発電所敷地面積が変更前の太陽光発電所敷地面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。 |
| | 森林伐採区域の面積 | 新たに増加する森林伐採区域の面積が変更前の森林伐採区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、8ヘクタール未満であること。 |
| | 特定地域における太陽光発電所敷地面積 | 新たに増加する特定地域における太陽光発電所敷地面積が変更前の特定地域における太陽光発電所敷地面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。 |
| 9 別表第1の6の(1)、(2)又は(4)の項に該当する対象事業 | 処理能力 | 新たに処理を行う能力が変更前の当該施設の処理能力の10パーセント未満であること。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| 10 別表第1の6の(3)の項に該当する対象事業 | 埋立ての区域の位置 | 新たに埋立ての区域となる部分の面積が変更前の埋立ての区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別 | |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセ |

| | | |
|------------------------------|---|---|
| | | ント未満であること。 |
| 11 別表第1の7の項に該当する対象事業 | 埋立て又は干拓に係る区域の位置 | 新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が変更前の埋立て又は干拓に係る区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| 12 別表第1の8の項から19の項までに該当する対象事業 | 施行の区域の位置 | 新たに施行の区域となる部分の面積が変更前の施行の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。 |
| | 土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積 | 土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。 |
| | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |
| 13 別表第1の20の項に該当する対象事業 | 1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量 | 新たに排出される1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量が変更前の当該量の10パーセント未満であること。 |
| 14 別表第1の21の項及び22の項に該当する対象事業 | 延べ面積 | 新たに延べ面積となる部分の面積が変更前の延べ面積の10パーセント未満であること。 |
| 15 別表第1の23の項に該当する対象事業 | 土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |

| | | |
|-----------------------|-------------------------|---|
| 16 別表第1の24の項に該当する対象事業 | 特定地域における土地の形状を変更する区域の位置 | 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 |
|-----------------------|-------------------------|---|

様式第1号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成19年規則1号・令和元年4号・3年5号〕)

第2種事業届出(通知)書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所

法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名

法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり第2種事業に該当する事業を実施するので、静岡県環境影響評価条例第8条第1項(第8条第7項)の規定により届け出(通知)します。

| | |
|------------------|--|
| 第2種事業の名称 | |
| 第2種事業の種類 | |
| 第2種事業の規模 | |
| 第2種事業を実施しようとする区域 | |
| 第2種事業の概要 | |

備考

1 「第2種事業の種類」の欄には、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1の事業の種類に掲げる事業を記載すること。

2 「第2種事業の規模」の欄には、第2種事業に該当することとなる要件(施行区域の面積等)を記載すること。

3 「第2種事業を実施しようとする区域」の欄には、当該区域を管轄する市町の名称並びに当該区域の大字、字及び地番を記載すること。なお、当該区域を含む縮尺5万分の1又は2万5千分の1の平面図を添付すること。

4 「第2種事業の概要」の欄には、届出を行う時点において把握できる限りの事業の内容を記載すること。なお、工作物の設置を目的とする事業については、当該工作物の配置計画の図面等を添付することで、当該欄の記載に代えることができる。

様式第2号(第23条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則51号・令和元年4号〕)

公述申出書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所
(ふりがな)
氏名
電話番号

次のとおり公聴会において意見を述べたいので、静岡県環境影響評価条例施行規則第23条第4項の規定により申し出ます。

| | |
|---------------|----------------------|
| 対象事業の名称 | |
| 意見の要旨 | |
| 開催日時及び場所 | 日時： 年 月 日 時 分 場所： |
| 意見を述べるのに要する時間 | 約 分 |

備考

1 「意見の要旨」の欄には、当該準備書についての環境の保全の見地からの意見の要旨を簡潔に、楷書で記載すること。なお、別紙とする場合は、400字詰め原稿用紙2枚以内にまとめること。

2 「開催日時及び場所」の欄には、意見を述べようとする公聴会について記載すること。

様式第3号(第28条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕)

対象事業廃止通知書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり対象事業を実施しないこととしたので、静岡県環境影響評価条例第29条第1項の規定により通知します。

| | |
|---------|--|
| 対象事業の名称 | |
| 対象事業の種類 | |

| | |
|-------|-------|
| 廃止年月日 | 年 月 日 |
| 廃止の理由 | |

備考 「対象事業の種類」の欄には、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1の事業の種類に掲げる事業を記載すること。

様式第4号(第28条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕)

対象事業変更通知書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所

法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名

法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり対象事業を対象事業以外の事業に変更したので、静岡県環境影響評価条例第29条第1項の規定により通知します。

| | | |
|---------|-------|--|
| 対象事業の名称 | | |
| 対象事業の種類 | | |
| 対象事業の規模 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | |
| 変更の理由 | | |

備考

1 「対象事業の種類」の欄には、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1の事業の種類に掲げる事業を記載すること。

2 「対象事業の規模」の欄には、変更前の対象事業に該当する要件(施行区域の面積等)と変更後の要件を記載すること。

様式第5号(第28条、第30条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕)

対象事業引継通知書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所

法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名

法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり対象事業の実施を他の者に引き継いだので、静岡県環境影響評価条例第29条第1項(第30条第4項)の規定により通知します。

| | | | |
|--------------|-------|----------------------|--|
| 対象事業の名称 | | | |
| 対象事業の種類 | | | |
| 対象事業の規模 | | | |
| 引継年月日 | 年 月 日 | | |
| 引継の理由 | | | |
| 新たに事業を引き継いだ者 | 住所 | 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 | |
| | 氏名 | 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 | |

備考

1 「対象事業の種類」の欄には、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1の事業の種類に掲げる事業を記載すること。

2 「対象事業の規模」の欄には、対象事業に該当する要件(施行区域の面積等)を記載すること。

様式第6号(第51条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕)

手続免除申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所

法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名

法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり環境影響評価の手続の全部(一部)の免除を受けたいので、静岡県環境影響評価条例第47条の規定により申請します。

| | |
|--------------|--|
| 対象事業の名称 | |
| 対象事業の種類 | |
| 対象事業の規模 | |
| 免除を受けようとする手続 | |

備考

1 「対象事業の種類」の欄には、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1の事業の種類欄に掲げる事業を記載すること。

2 「対象事業の規模」の欄には、対象事業に該当することとなる要件(施行区域の面積等)を記載すること。

3 申請時において、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書又は環境影響評価書が作成されている場合は、当該書類を添付すること。

様式第7号(第52条関係)(用紙 縦6センチメートル、横9センチメートル)

(表)

| | | | |
|------------------------------|-------|---|-----|
| | | 第 | 号 |
| 静岡県環境影響評価条例第48条第2項に規定する身分証明書 | | | |
| 所属 | | | |
| 職名 | | | |
| 氏名 | | | |
| | 年 | 月 | 日生 |
| | 年 | 月 | 日発行 |
| | 静岡県知事 | | 印 |

(裏)

| | |
|---|--|
| 静岡県環境影響評価条例抜すい | |
| (報告及び調査) | |
| 第48条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所若しくは対象事業が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査させることができる。 | |
| 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 | |
| 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 | |
| 4 前3項の規定は、事業実施後の法対象事業について準用する。この場合において第1項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と読み替えるものとする。 | |

2024年3月8日

沼津市監査委員 様

監査請求人

別紙名簿のとおり

1. 請求の趣旨

頼重秀一沼津市長が、株式会社東日に対して、沼津市新中間処理施設計画に基づく敷地造成工事の構造物等詳細設計業務委託契約（令和4年）を交わして、事業（以下 本件事業と略す）を実施し、33,000,000円を事業費として支払った。これは下記2の理由により、違法な会計処理であるので、沼津市は頼重秀一市長と会計管理者に損害賠償請求をせよ。

2. 請求の理由

（1）沼津市は、昭和49年、沼津市の焼却場の周辺自治会である清水町外原区と覚書（甲1号証）を締結している。この覚書は、現在のごみ焼却施設が立地している周辺（香貫山の1の洞、2の洞、3の洞）には、ごみ焼却場は建設しないとなっている。

ところが、今回沼津市が計画している沼津市新中間処理施設計画（甲2号証）は、香貫山の「1の洞」と「2の洞」に立地することを計画しており、明らかに覚書を反故にする計画である。これは、地方自治法第2条16項の「地方公共団体が法令に違反してその事務を処理してはならない」に違反する。

この規定に違反した地方公共団体の事業は、行ってはならず、本件事業に基づき沼津市が支払った事業費（33,000,000円）は、不法に支払われ、沼津市に損失を与えている。そこで頼重市長は、これを

賠償すべきである。

(2) また、本件事業(甲3号証)を沼津市は新焼却場建設の準備事業として進めているが、焼却場建設にあたっては、住民同意だけでなく、都市計画決定や環境アセス等をクリアして進めることが求められる。

これらは、当然、焼却施設がどのような位置に建設されるかを定めた上で進められる。ところが、本件の環境アセスや都市計画決定を進めるにあたっては、これまで香貫山の「2の洞」に建設することを前提に進めてきたが、本件事業にあたっては「2の洞」だけではなく「1の洞」も使う、別の計画となっている。もちろん計画が別になれば、別の計画に基づく環境アセスや都市計画決定を行わなければならないが、沼津市は、その点を反故にし、「2の洞」への立地を計画した沼津市新中間処理施設計画のまま事業を進めようとしている。

今まで「2の洞」で計画して、環境アセスや都市計画決定を進めながら、敷地が手狭になったため「1の洞」を含めた計画に変更されているのに都市計画決定や環境アセスが「2の洞」が前提のままなのはおかしい。

3. 詳細な背景

昭和49年に沼津市と清水町外原区及び外原区闘争委員会は、覚書を交わしている。覚書には、将来1の洞、2の洞、3の洞には一切増設、新設をしないと記載されている。

一方、令和4年度沼津市新中間処理施設敷地造成工事に伴う構造物等詳細設計業務委託の本件事業は、沼津市が株式会社東日と令和4年6月10日に契約を結び、事業執行し、前払い金を令和4年7月15日に9,900,000円、残金を令和5年3月10日に23,100,000円の計33,000,000円を支払った。これは「2の洞」「1の洞」に新中間処理施設計画を実施する形となっている。

繰り返すが「2の洞」単独で計画したり、「2の洞」と「1の洞」と併用に変えたりと、いずれにせよ覚書に反した計画となっている。

なお、別の計画に代わっているのに、環境省には設置予定地の計画を変更せず補助金を違法に交付申請した。

環境省から焼却炉建設にあたって交付される補助金の名称は、循環型社会形成推進交付金と言い、本件では、沼津地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）として交付される。これは令和元年11月29日に決定しているが、その後計画変更が3回（①令和2年11月30日、②令和3年12月10日、③令和4年12月12日）為されている。いずれも設置予定地は沼津市上香貫「2の洞」のみであり、「1の洞」は含まれていない。

ところが先に説明したように、本件事業は、「2の洞」に加え、「1の洞」も使う別計画になっている。従って本件事業は、沼津市が計画変更し、別の計画となったことに対して、環境省への補助金申請は、「2の洞」で行ったまま、「1の洞」も含む別計画になった点を隠した虚偽の申請となっている。

上記の理由により、本件事業の違法性を指摘し、別途書証を添付し、頼重市長と会計管理者への賠償請求を行うものである。

以上

沼津市職員措置請求にかかる口頭意見陳述

甲第62号証

1. 沼津市議会議員 江本浩二

3月8日に提出しました沼津市職員措置請求の請求人代表の江本浩二と申します。口頭意見陳述を行います。

そもそも、ごみ焼却場の建設については、①地元自治会の合意、②環境アセスメント、③都市計画決定の3点が必須要件であり、このことは法令においても定められています。

今回の職員措置請求では、請求の理由を大きく二つにまとめています。

一つ目は、沼津市が昭和49年にゴミ焼却場の地元自治会と、地元住民組織である闘争委員会の3者で締結した覚書には「将来、この場所には二度と建設しない」という重要な趣旨があり、沼津市が、この契約趣旨をなんらクリアしないまま新中間処理施設を進めることは、契約違反であり違法である。ということです。

この点については、現在行なっている住民訴訟で、原告被告、双方の議論がかなり熟してきており、原告である私たちにとってかなり有利な展開となっていますので、監査委員の皆さんには、本請求に関わる重要な論点となりますので是非とも注視していただきたいと思えます。

請求理由の二つ目は、環境アセスメントと都市計画決定の手続きがいずれも不完全であり、違法である、ということですが、詳細については、私の後の2人から意見陳述いたしますので、私からは、法令上の根拠について述べておきます。

環境アセスメントと都市計画決定について一番大きな法令的建付けは、廃棄物処理法第8条です。同法8条第1項には、設置にあたっては、都道府県知事の許可を受けなければならないとあります。また同法8条第2項には、環境省令で定める申請書を都道府県知事に提出すること、同法8条第3項には、当該「一般廃棄物処理施設を設置することが、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添付しなければならない」とあります。

そしてこの「生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類」として廃棄物処理法施行規則の第3条の二に一から七の項目が記載されています。この項目一の「当該一般廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項の内、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れのあるものとして、調査を行ったもの」が、環境アセスメントとなります。

環境アセスメントは、前述した生活環境調査の上、周辺住民への説明を行い、それを見解書としてまとめ、それを住民への縦覧の上、意見を聴取して評価書を作り、その評価書がここでいう書類となります。

またこの施行規則の三や四、五に定められた項目は、都市計画決定で求められます。

都市計画に関連しては、建築基準法第五十一条但し書きで、「都市計画区域内においては、廃棄物処理施設などは都市計画で決められたもの以外は新築・増築してはいけない」ただし、【都市計画

審議会の議を経て許可された場合】または【一定の規模以下の施設】であれば、新築・増築しても良い、とされています。都道府県による都市計画審議会の議決の結果都市計画決定が行われま
す。

以上、法令上の根拠を申し上げましたが、沼津市の新中間処理施設整備は、環境アセスメン
ト、都市計画決定の両面で不完全なまま進められています。先ほど申し上げましたが、この点に
ついては、この後、浅羽、落合の両名から詳細意見を述べます。

私の意見は以上です。

2. 浅羽

私が陳述させていただくのは環境アセスメントと都市計画決定についてです。

私は環境アセスは必ず行わなければならない義務であると認識しています。

環境省のHPに環境アセスメントを行うことは環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構
築していくためにとても重要であるとあります。

そして、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続を定
め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の免許等）に反映させることによ
り、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としています。

と記載があります。

住民監査請求を提出した際、委員の方から問い合わせがありその時の答弁書に書いた通り、そし
て先ほど江本さんが述べた通りですが、まず、

環境アセスメントというのは、清掃工場が作られることによって、そこから排出されるばいじん
がもたらす大気環境、排水、工場の振動あるいは悪臭などの生活環境に影響を調査をした上で、
周辺の住民の皆さんにその結果を説明、報告をして、ご意見や質問を伺い、それに対してきちっ
と答えた見解書つまり、環境アセスの見解書を作って出すことが決められています。

さらにこの見解書を改めて住民の皆さんに説明をして、そこでまた出された意見に対して答えを
まとめた評価書を作ることになっています。

こういった一連の丁寧な手続きを経て、清掃工場の建設は行われていることになっているのに、
今回はそのような住民の生活環境も守るための手続きが県知事の許可を受けずに進められていま
す。

次に、都市計画決定については、

街づくりの計画である都市計画で、例えば同じ場所に集中していわゆる迷惑施設などが建設され
るとかそういうようなことに関して配慮しなければいけないということが法令で定められていま
す。こちら先ほど江本さんから説明がありましたが、こちらについても手続きが進められてい
ません。

今回の新しい焼却炉は地元の住民の同意が得られていない件に加えて、都市計画決定 環境アセ

すが、具体的に進められていない中で、今回の計画を進めて予算を取ったということは法律に違反したことになります。

沼津市が法律に違反して予算を使うことは、地方自治法の第2条の16項、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならないに反した行為です。

今回、沼津市がこのような違反の元に予算を行うことは監査の対象になりますので、監査委員の皆様への沼津市民への環境保全のためにもその必要を認めていただき、沼津市がきちんとした環境に暮らせる未来を作っていただけるようご尽力いただけますよう、4人の子供を育てる母親として切に訴えたいと思います。

江本さんの陳述の補足にもなりますが、廃棄物処理法8条第3項の「生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類」のこの項目一の「当該一般廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項の内、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れのあるものとして、調査を行ったもの」が、環境アセスとなります。

沼津市は平成27年6月と令和4年3月そして令和5年9月にそれぞれ生活環境影響調査書を作成していますが、これは環境省が定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月）によっています。生活環境影響調査はミニアセスと言われ、廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については環境影響評価法の対象事業の第一種事業及び第二種事業に該当しないことから環境影響評価法とは別の法体系に特化したもので、多くの自治体が焼却場建設の際の住民の健康を守るために事前に採用していると思います。

しかし、沼津市は今回、新中間処理施設整備にあたり都市計画決定するのにごみ焼却場を「都市施設」にすることにしました（都市計画法第4条5）。そうすると平成10年1月27日に環境省から通達された「環境影響評価法第7章（現在は第9章）第1節の都市計画に定められる対象事業等に関する特例の施行について」に基づいて、生活環境影響調査から第一種事業、第二種事業を問わず対象事業については環境影響評価その他の手続きを行わなければならないとなっています。それなのに沼津市は生活環境影響調査から環境アセスへの転換について何の検討もない状況です。

次に都市計画決定の補足ですが、

都市計画法第1章第二節第15条の一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画及び二 区域区分に関する都市計画は、都道府県が定めることになっています。従って沼津市の新中間処理施設は、静岡県が東駿河湾広域都市計画の都市計画区域内（沼津市、清水町、長泉町、三島市）の沼津市上香貫地区に配置し、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として令和3年3月30日に告示しています。

沼津市まちづくり政策課はその方針を変更して、上香貫の他に山ヶ下町も含めて東駿河湾広域都市計画用途地域の変更（沼津市決定）を行っていますが、山ヶ下町は上香貫ではありません。

令和5年12月22日に沼津市都市計画審議会が開催されましたが、15人の審議会委員に配布された説明資料（沼津市都市計画議案書 2頁目）に山ヶ下町が入っていますが、二ノ洞は沼津市上香貫ですが、山ヶ下町は上香貫ではありません。山ヶ下町が上香貫ではないことを議論されないまま決定し、静岡県都市計画審議会にそのまま付議されるのはいけないと思います。どのように議論されたか今一度確認していただけないでしょうか？

3. 落合

(1) 請求の趣旨

3月8日に提出した内容となりますが、

頼重秀一沼津市長が、株式会社東日に対して、沼津市新中間処理施設計画に基づく敷地造成工事の構造物等詳細設計業務委託契約（令和4年）を交わして、事業（以下 本件事業と略す）を実施し、33,000,000円を事業費として支払った。これは下記2の理由により、違法な会計処理であるので、沼津市は頼重秀一市長と会計管理者に損害賠償請求をせよという訴えです。

(2) 請求の理由

1) 沼津市は、昭和49年、沼津市の焼却場の周辺自治会である清水町外原区と覚書を締結しています。この覚書は、現在のごみ焼却施設が立地している周辺（香貫山の1の洞、2の洞、3の洞）には、ごみ焼却場は建設しないとなっています。ところが、今回沼津市が計画している沼津市新中間処理施設計画は、香貫山の「1の洞」と「2の洞」に立地することを計画しており、明らかに覚書を反故にする計画です。これは、地方自治法第2条16項の「地方公共団体が法令に違反してその事務を処理してはならない」に違反する。この規定に違反した地方公共団体の事業は、行ってはならず、本件事業に基づき沼津市が支払った事業費（33,000,000円）は、不法に支払われ、沼津市に損失を与えている。そこで頼重市長は、これを賠償すべきであるという繰り返しの訴えです。

2) つぎに先程、都市計画決定の件で浅羽さんが陳述しましたが、今まで上香貫「2の洞」で計画して、生活環境影響調査や都市計画決定を進めながら、敷地が手狭になったため山ヶ下町「1の洞」を含めた計画に変更されているのに環境アセスや都市計画決定について、沼津市は、静岡県を通じて環境省に沼津地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）を変更申請していないのに、いつの間にか上香貫「2の洞」と山ヶ下町「1の洞」の両方に建設されることになって設計されています。

3) 詳細な事実

令和4年度の沼津市新中間処理施設敷地造成工事に伴う構造物等詳細設計業務委託の本件事業は、沼津市が株式会社東日と令和4年6月10日に契約を結び、事業執行し、前払い金を令和4年7月15日に9,900,000円、残金を令和5年3月10日に23,100,000円の計33,000,000円を支払っています。これは「2の洞」と「1の洞」に新中間処理施設

計画を実施する形となっています。

繰り返しますが「2の洞」単独で計画したり、「2の洞」と「1の洞」と併用に変えたりと、いずれにせよ覚書に反した計画となっています。

なお、別の計画に代わっているのに、環境省には設置予定地の計画を変更せず上香貫「2の洞」のままで補助金を違法に交付申請していました。

環境省から焼却炉建設にあたって交付される補助金の名称は、循環型社会形成推進交付金と言い、本件では、沼津地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）として交付されます。これは令和元年11月29日に決定していますが、その後計画変更が3回（①令和2年11月30日、②令和3年12月10日、③令和4年12月12日）為されています。いずれも設置予定地は沼津市上香貫「2の洞」のみであり、「1の洞」は含まれていません。計画変更できなかったのは、浅羽さんが先述したとおり、沼津市新中間処理施設は、東駿河湾広域都市計画の都市計画区域内（沼津市、清水町、長泉町、三島市）の沼津市上香貫地区に配置し、静岡県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として令和3年3月30日に告示したままで、いまだ変更がなされないままだったからです。

ところが先に説明したように、本件事業は、「2の洞」に加え、「1の洞」も使う別計画になっています。従って本件事業は、沼津市が計画変更し、別の計画となったことに対して、環境省への補助金申請は、上香貫「2の洞」で行ったまま、山ヶ下町「1の洞」も含む別計画になった点を隠した虚偽の申請となっているのです。計画は上香貫「2の洞」で出しているのに設計は山ヶ下町「1の洞」を含む2つで行っている。そういうことはあり得ません。説明を求めます。

上記の理由により、本件事業の違法性を指摘し、頼重市長と会計管理者への賠償請求を行うものです。

以上

沼 監 第 10 号

令和 6 年 4 月 26 日

請求人代表

江 本 浩 二 ほか全 4 名 様

沼津市監査委員 間 野 吉

同 久 松

同 加 藤 明



沼津市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和 6 年 3 月 8 日付けで地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき提出された沼津市職員措置請求書について、監査した結果を同条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

1 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和 6 年 3 月 8 日これを受理した。

2 請求内容

(1) 請求の趣旨

頼重秀一沼津市長が、株式会社東日に対して、沼津市新中間処理施設計画に基づく敷地造成工事の構造物等詳細設計業務委託契約(令和 4 年)を交わして、事業(以下「本件事業」という。)を実施し、33,000,000 円を事業費として支払った。これは違法な会計処理であるので、沼津市は市長と会計管理者に損害賠償請求をせよ。

(2) 請求の理由

ア 沼津市は、昭和 49 年、沼津市の焼却場の周辺自治会である清水町外原区と覚書を締結している。この覚書は、現在のごみ焼却場が立地している周辺(香貫山の 1 の洞、2 の洞、3 の洞)には、ごみ焼却場は建設しないとなっている。

ところが、今回沼津市が計画している沼津市新中間処理施設計画は、香貫山の「1 の洞」と「2 の洞」に立地することを計画しており、明らかに覚書を反故にする計画である。これは、地方自治法第 2 条第 16 項の「地方公共団体が法令に違反してその事務を処理してはならない」に違反する。

この規定に違反した地方公共団体の事業は、行ってはならず、本件事業に基づ

き沼津市が支払った事業費は、不法に支払われ、沼津市に損失を与えている。そこで市長は、これを賠償すべきである。

イ また、本件事業を沼津市は新焼却場建設の準備事業として進めているが、焼却場建設にあたっては、住民同意だけでなく、都市計画決定や環境アセス等をクリアして進めることが求められる。

これらは、当然、焼却施設がどのような位置に建設されるかを定めた上で進められる。ところが、本件の環境アセスや都市計画決定を進めるに当たっては、これまで香貫山の「2の洞」に建設することを前提に進めてきたが、本件事業にあたっては「2の洞」だけでなく「1の洞」も使う、別の計画となっている。もちろん計画が別になれば、別の計画に基づく環境アセスや都市計画決定を行わなければならないが、沼津市はその点を反故にし、「2の洞」への立地を計画した沼津市新中間処理施設計画のまま事業を進めようとしている。

今まで「2の洞」で計画して、環境アセスや都市計画決定を進めながら、敷地が手狭になったため「1の洞」を含めた計画に変更されているのに都市計画決定や環境アセスが「2の洞」が前提のままなのはおかしい。

(3) 事実を証明するもの

ア 覚書（昭和49年11月14日）

市及び町との話し合い状況概略

イ 沼津地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）

ウ 令和4年度 沼津市新中間処理施設整備敷地造成に伴う構造物等詳細設計業務委託

設計書

契約書

支出調書

エ 沼津市新中間処理施設整備基本計画（平成27年7月）の抜粋

オ 沼津市新中間処理施設整備基本設計（令和4年3月）の抜粋

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行規則、建築基準法、都市計画法の抜粋

3 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年4月11日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

当日、請求人3名から請求の内容を補完する陳述が行われ、新たな証拠として沼津市都市計画審議会議案書等の提出があった。

(2) 監査対象部署及び事情聴取

沼津市生活環境部新中間処理施設整備室ほか3部署を監査対象とし、関係書類を提出及び提示させるとともに、次に掲げる関係職員から事情を聴取した。

ア 提出された関係書類

中間処理施設整備事業の実施状況（令和4年7月以降）

イ 関係職員

- (ア) 沼津市生活環境部長
- (イ) 沼津市生活環境部新中間処理施設整備室長
- (ウ) 沼津市財務部契約検査課長
- (エ) 沼津市会計管理者兼出納事務局長（令和4年度）
- (オ) 沼津市都市計画部まちづくり政策課長

(3) 監査対象

監査請求の要旨は、請求書の内容、請求人提出の事実証明書等を勘案して、前記2(2)のとおりとした。

また、監査対象事項は、以下の2項目として検討することとした。

なお、対象となる財務会計上の行為のうち、契約行為及び前払金9,900,000円については、請求時点で財務会計上の行為のあった日から1年を超え、期間制限を経過しているが、包括的内容であるものと判断されることから監査対象に含めることとした。

ア 請求事項に係る事実関係等の確認

沼津市が昭和49年11月14日付で清水町外原区長及び清水町外原区闘争委員会委員長と交わした覚書で、現施設用地には増設、新設をしないことが合意されているにもかかわらず、「同用地を建設予定地として新たなごみ焼却場を建設することを前提とした本件事業の履行は、上記覚書に反する行為」を趣旨とする請求事項に係る事実関係及び財務会計行為。

イ 請求の事実に係る違法性又は不当性の有無の確認

(ア) 現施設用地には新たなごみ焼却場を増設、新設しないことが合意された覚書があるにもかかわらず、建設することを前提とした本件事業を履行することは、当該覚書に反することから、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないとする地方自治法第2条第16項の規定に違反する違法行為である」とする主張。

(イ) ごみ焼却場建設にあつては、住民同意だけでなく、都市計画決定や環境アセスメント等の手続が適正に行われる必要があるが、建設位置が変更となっているのに、変更前の計画のまま（計画変更に基づく都市計画法等の手続を

実施しないまま) 事業を進めようとしているのは違法との主張。

(4) 監査の援用

本件監査請求については、一部が令和4年1月21日付け及び令和4年5月30日付け監査請求(以下「前回請求」という。)と同様の監査請求であることから、後記「4 監査結果の決定」については、前回請求に対する監査(以下「前回監査」という。)を援用する。

4 監査結果の決定

(1) 監査対象部署の主張

ア 新中間処理施設の建設について

本件『覚書』(昭和49年11月14日作成)は、昭和51年10月29日沼津市長と清水町外原区長、同町長との間で締結された公害防止協定に先立ち、沼津市長が清水町外原区長及び同町外原区闘争委員会委員長に発した文書で、内容は、新ごみ焼却場の開設に関して、予想される公害の未然防止、発生時の対応について確認したほか、添付の「市及び町との話し合い状況概略」で、「将来、1ノ洞、2ノ洞、3ノ洞には一切増設、新設しない」との文言が付されている。

沼津市は、本件『覚書』を可能な限り尊重してきた。

イ 新中間処理施設を現在地とした経緯について

(ア) 新中間処理施設の現施設用地以外検討(平成4年度～平成19年度)

候補地として市有地、民有地(提案はあったものの、条件に適合せず、具体的検討に至ったものはない。)の検討を進める。

(主な経緯)

平成4年 施設の更新計画に併せ、新ごみ焼却場の候補地の具体的な検討を始める。

平成7年1月 阪神・淡路大震災の発生

10月 建築物の耐震改修の促進に関する法律の制定による耐震基準の義務付け

平成10年 静岡県ごみ処理広域化計画(広域のごみ処理計画)の策定

平成13年 県の方針改定に伴い、静岡県ごみ処理広域化計画の廃止

平成18年1月 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正施行

地方公共団体による耐震改修促進計画の策定が義務付けられた。

※これまでの現施設の建物のあり方や更新スケジュールの見直しが必要となった。

10月 静岡県耐震改修促進計画の策定

平成19年3月 沼津市耐震改修促進計画の策定

※平成27年度までに耐震化または建て替えが目標とされた。

(イ) 新中間処理施設の現施設用地を含めた検討（平成20年度）

ごみ対策推進課において、施設用地を検討した。検討事項は、施設整備に必要な面積（2万㎡）を確保できる場所を前提に、以下の各点を検討事項として、協議を重ねた。

- ① 法改正による計画策定の義務付けをふまえて、早急な施設設備の見直し
- ② 防災面から液状化危険度が低く、浸水想定区域外であること
- ③ 収集効率面から人口重心からの距離、アクセス道路の整備状況

その結果、現施設用地付近の3か所（※）以外には、上記の前提条件にかなう適地が見当たらないことが判明した。他の25か所については、急峻斜面、公園等で不相当であった。

※温水プール跡地（上香貫二ノ洞）、旧衛生プラント跡地（旧上香貫一ノ洞）、清掃プラント（上香貫三ノ洞；現施設用地）の3か所

そこで、慎重な協議の結果、現施設用地付近の3か所を新施設の候補地とする方針を決定した。

(ウ) 新中間処理施設の現施設用地での検討（平成21年度～令和4年7月）

公共建築物の耐震化促進の法規制に加え、当地域における地震の発生の可能性が高まるなか、早急なごみ焼却場の改修は、市政進行における喫緊の重要課題となった。この課題を解決するため、地元説明会を十数回開催するとともに市長が自ら出席し、対象自治会に対し『覚書』の件（約束を守れないこと）を陳謝するとともに、現施設用地における新施設の建設に対し、協力をお願いした。

（主な経緯）

平成23年3月 東日本大震災の発生

8月 沼津市長陳謝（清水町外原区）

※関係する自治会においても、意見交換会等の機会の中で陳謝及び説明を行っている。

平成25年2月 沼津市長と外原自治会長の間で建設容認の確認書を締結

9月 清水町区長会の要望を受け清水町長から沼津市長あてに早期建設の要望を提出

平成26年3月 新中間処理施設整備に係る基本構想を策定

パブリックコメント実施（平成26年2・3月）

平成27年7月 新中間処理施設整備に係る基本計画を策定

パブリックコメント実施（平成27年6・7月）

平成29年10月 中瀬町自治会が沼津市長あてに建設容認

- 令和2年1月 清水町長が沼津市長あてに早期完成の要望書を提出
- 5月 新中間処理施設整備基本設計策定支援業務委託契約の締結
- 令和4年3月 新中間処理施設整備に係る基本設計を策定
パブリックコメント実施(令和3年12月・令和4年1月)
- 新中間処理施設整備に係る生活環境影響調査書を作成
- 令和4年7月 新中間処理施設整備に係る生活環境影響調査書の縦覧

※周辺自治会及び住民への説明

各地区で説明会や意見交換会などを開催し、新中間処理施設の必要性や安全性を説明している。清水町では外原区を中心に、平成21年度より意見交換会等を開催しており、意見を重ねている。

- 沼津市意見交換会等 外原14回
中瀬町14回以上
- 清水町意見交換会等 清水町外原区10回(沼津市出席)
清水町外原区14回以上(清水町のみ)

また、第四地区東、第三地区下香貫連合自治会に令和3年度の事業実施状況について報告し、また、生活環境影響調査書の縦覧について、外原自治会で組回覧を行うとともに、中瀬町自治会には基本設計の概要と併せて説明している。

沼津市は清水町に進捗状況を逐次報告し、また、生活環境影響調査書の縦覧を依頼しており、清水町は清水町外原区で意見交換を実施している。

(エ) 前回監査から現時点までの状況

(主な経緯：令和4年8月以降)

- 令和5年5月 新中間処理施設の概要及び都市計画の手続に関する住民説明会の開催(2回)
- 令和5年10月 沼津市新中間処理施設敷地造成工事請負契約の締結
新リサイクル施設の施設規模変更に伴う生活環境影響調査書の縦覧
- 令和6年2月 都市計画(都市施設(ごみ焼却場)・用途地域)の変更決定並びにその告示及び縦覧

ウ 財務会計上の行為について

委託業者の選定については、沼津市契約規則等の法令に基づき制限付き一般競争入札により請負業者を選定の上、契約を締結し、契約に基づき支払をした。

委託業務名 令和4年度 沼津市新中間処理施設整備敷地造成に伴う構造物等詳細設計業務委託

開札日 令和4年6月1日(8者応札)
委託業者名 株式会社 東日
契約金額 33,000,000円
契約日 令和4年6月10日
履行期限 令和5年1月25日
支払日 令和4年7月15日(前金分)、令和5年3月10日(残金分)

エ 都市計画決定及び環境アセスメントについて

都市計画の決定は、新中間処理施設の建築に係る建築基準法第51条の規定により、建築物の建設段階で必要となる手続であり、構造物等の詳細設計を含めた敷地造成工事を実施する段階では必要ないものである。

なお、令和6年2月に告示した都市計画の決定は、都市計画法に定められた都市計画決定の手続に基づき適法に手続を行っている。

また、ごみ焼却場については、環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例に規定する環境アセスメントの対象となる施設に該当していない。他方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の規定により必要とされている、生活環境影響調査については、沼津市は実施しており、新施設の建設工事に先立ち静岡県知事へ提出する一般廃棄物処理施設設置届に添付する予定であるが、詳細設計を含めた敷地造成工事に先立ち実施が必要となるものではない。

(2) 認定した事実

監査対象事項に関する事実関係について、監査対象部署で保管する関係記録等の精査を行うとともに、関係職員から事情を聴取した結果、請求人の求める措置請求に係る事実の経緯の概略は、次のとおりであったと認められる。

ア 新中間処理施設の建設について

本件『覚書』の発行経緯、『覚書』の新施設用地に関する方針変更がされた経緯については、前記(1)監査対象部署の主張のとおり認められ、これに反する資料は提出されていない。

すなわち、市当局は、当初本件『覚書』を尊重すべきものとして扱ってきたが、前記(1)イ(ア)から(イ)の経緯により、現施設用地付近を新施設の用地とする旨計画を策定した。

イ 令和4年8月以降現時点までの状況

令和5年5月 新中間処理施設の概要及び都市計画の手続に関する
住民説明会の開催(2回)

令和5年10月 沼津市新中間処理施設敷地造成工事請負契約の締結
新リサイクル施設の施設規模変更に伴う生活環境影響調
査書の縦覧

令和6年2月 都市計画（都市施設（ごみ焼却場）・用途地域）の変更決定並びにその告示及び縦覧

ウ 対象となる財務会計上の行為について

請求人が監査対象として主張している本件委託契約の締結及び履行について、財務会計上の行為に係る一連の事務手続は適正に行われていた。

エ 都市計画決定及び環境アセスメントについて

都市計画の決定については、新中間処理施設の建築に係る建築基準法第51条の規定により建築物の建設段階で必要となる手続であり、本件事業を実施する段階では必要ないと認められる。

また、令和6年2月の都市計画決定まで、本件新中間処理施設の計画に関して都市計画決定がなされてはいないことから、本件請求人らの主張している「2の洞で『決定』した計画を変更せずに1の洞を含めた事業を進めようとしている。」との主張は、その前提を欠いていると思われる。

上記のとおり、本件新中間処理施設の計画は令和6年2月に、はじめて都市計画決定、告示がされ、その手続は法律に基づき適正に行われていた。

次に、環境アセスメントについて、沼津市が計画している新中間処理施設は、環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例に規定する環境アセスメントの対象となる施設ではない（令和3年10月静岡県くらし・環境部環境局生活環境課「静岡県における環境アセスメント」及び静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1参照）。なお、請求人から主張のあった平成10年1月27日付け環境庁企画調整局長・建設省都市局長通知の内容は、環境影響評価法における「都市計画に定められる対象事業等に関する特例」を説明したものであり、その後の同法の改正により、この対象は環境影響評価法に規定される第1種事業又は第2種事業であることから、本件新中間処理施設に係る都市計画決定については、環境影響評価の実施を義務付けるものでないことを確認した。

また、環境アセスメントに類似する制度である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の規定に基づく生活環境影響調査については、前記(1)エに記載された市の主張のとおりと認められ、本件事業の実施に先立ち必要となるものではないと認められる。

(3) 監査委員の判断

請求人と監査対象部署の主張、提出及び提示された資料並びに認定した事実に基づいて、本件監査請求について、次のとおり判断する。

ア 請求事項に係る事実関係等について

沼津市が『覚書』について法的な拘束はないものの、可能な限り尊重し、事業の進捗を図っていること、新中間処理施設の建設予定地を現施設用地に決定した

経緯については、前記(2)アで認定したとおりである。その方針転換は市の当局による慎重かつ苦渋の協議経過によるものであったことがうかがわれ、特段の不合理な判断経過を認める資料は提出されていない。

さらに、沼津市はこれまで関係者と協議を積み重ね、現施設用地に新施設を建設する方針の基本計画等を策定し、その後、改めて地方公共団体の長である清水町長から早期建設要望が提出されていることなどから、沼津市は包括的・公益的視点に立って判断し、その方針に従って事業を進めているものと考えられる。

引き続き清水町においても、清水町外原区には丁寧な説明対応を行う必要があるものとする。

また、清水町区長会から清水町長あてに提出された要望書の本文中に「町区長会有志」とあることは確認しており、反対者の存在や清水町外原区にも反対者及び条件付き賛成者が存在し、清水町外原区は中間処理施設整備事業については「静観」という立場である現状も確認していることは前回監査のとおりである。

イ 都市計画決定及び環境アセスメントについて

前記4(2)エ記載のとおり、都市計画法等の関係法令に基づき適法に進められていることを確認した。

(4) 備考

なお、請求人から陳述等の中で、中間処理施設整備事業において、環境省からの補助金を違法に交付申請している旨の主張があったが、補助金の申請は沼津地域循環型社会形成推進地域計画に基づき実施され、設置予定地の変更による計画の変更手続についても、環境省に手順を確認した上で適正に行われていることを確認した。

5 結論

前回監査結果同様、本件事業の履行には、違法又は不当な点は認められず、これに関する財務会計上の行為にも、違法又は不当な点は認められず、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。